

予算・決算の内訳								
平成26年度（決算）			平成27年度（決算）			平成28年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
報酬	委員報酬	1,725	報酬	委員報酬	1,846	報酬	委員報酬	2,312
旅費	費用弁償	45	報償費	専門相談	65	報償費	専門相談	344
需用費	事務用品	24	旅費	費用弁償	51	旅費	費用弁償	61
負担金補助等	特別区・第二ブロック	119	需用費	事務用品	24	需用費	事務用品	32
			負担金補助等	特別区・第二ブロック	90	負担金補助等	特別区・第二ブロック	119

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		25年度	26年度	27年度	28年度見込み	目標値(28年度)	
①	中高層建築物相談件数	536	554	601	564	564	目標値は25～27年度の平均
②	あっせん物件解決率（％）	50	0	0	100	100	あっせん物件件数が0の場合、解決率は0とした
③							

（問題点・課題分析）	「荒川区大規模マンションの建設計画に係る地域における生活環境の配慮のための事前協議等に関する条例」や「荒川区住宅等の建築に係る住環境の整備に関する条例」の整備により、近隣住民への周知等一定の調整ができたが、住民の権利意識の高まりから、相談内容は今まで以上に複雑でより専門的になっている。
他区の実況	（実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区）

問題点・課題の改善策			
	平成27年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度に実施した改善内容および評価	平成28年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	引き続き荒川ルール条例の担当課及び関係各課との情報交換を緊密にしていく。	荒川ルール条例の担当課、関係各課と連携することができた。	より専門的な助言、指導を必要とする際、建築紛争相談員から調整員へ、スムーズに対応する。
②			
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
28年度	29年度	
推進	改善・見直し	生活環境の変化に不安を持つ住民が、専門家からの意見を聞ける場として重要であるが、一部相談体制を見直す。

況議 （要 旨） 問 状	OH20一定 地上デジタルテレビ放送移行に伴う問題について
--------------------------	-------------------------------

事務事業分析シート（平成28年度）

No1

主要事業	事務事業コード	10-02-02	戦略プラン	○協働 ●業務 ○財務 ○人事	
事務事業名	建築審査会	部課名	防災都市づくり部防災街づくり推進課	課長名	村山
		担当者名	林	内線	2838
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（28年度）	01-05-01	建築審査会事務費			
事務事業の種類	○新規事業（○28年度 ○27年度）		○建設事業 ●それ以外の継続事業		
開始年度	●昭和 ○平成 58年度		根拠	建築基準法第78条	
終期設定	○有 ●無 年度		法令等	荒川区建築審査会条例	
実施基準	●法令基準内 ○都基準内 ○区独自基準		計画区分	○計画 ●非計画	
行政評価事業体系	分野	IV 環境先進都市			
	政策	08 良好で快適な生活環境の形成			
	施策	02 快適な住環境の形成			
目的	建築基準法に基づく特定行政庁等の業務が正しく執行されるように設けられた建築審査会の円滑な運営を図る。				
対象者等	荒川区内に建物を建築する建築主、当該建築物の関係権利者。 建築基準法による処分又はこれに係る不作為に不服がある者。				
内容	<p>1 建築審査会の職務①建築基準法による特定行政庁の許可等に対する同意 ②特定行政庁、建築主事、建築監視員若しくは指定確認検査機関の処分又はこれに係る不作為に対する審査請求（不服申立て）についての裁決 ③特定行政庁の諮問に応じた重要事項の審議 ④建築基準法の施行に関する事項についての関係行政機関に対する建議</p> <p>2 建築審査会委員（任期2年）会長 1人・委員 4人・専門調査員 1人</p> <p>3 建築審査会の開催 年10回（H28年度予算）</p> <p>4 その他会議 全国建築審査会長会議、特別区建築審査会委員等連絡協議会、特別区建築審査会委員等連絡協議会第二ブロック会会議</p> <p>* 昭和57年、地方自治法及び建築基準法施行令149条の一部改正により、特別区に建築審査会を設置、昭和58年度からスタートした（都から区への権限の移譲）。建築審査会の運営は事務の効率化を図るため、二ブロックで委員を共通とし共同運営を行っている。</p>				
経過	<p>昭和57年、地方自治法及び建築基準法施行令149条の一部（特別区の特例）の改正により、特別区に建築審査会が設置され、昭和58年度からスタートした（都から区への権限の移譲）。</p> <p>S58. 3. 23 荒川区建築審査会条例制定</p> <p>S63. 12. 23 荒川区建築審査会運営規程制定</p> <p>H11. 4. 20 建築基準法第43条第1項ただし書許可審査基準制定（建築課）</p> <p>H14. 3. 28 荒川区近隣まちづくり推進制度についての答申</p> <p>H19. 4. 24 荒川区近隣まちづくり推進制度改正についての報告</p> <p>H27. 4. 1 荒川区建築審査会条例一部改正（マン建法関係）</p> <p>H28. 4. 1 荒川区建築審査会条例一部改正（委員の任期）</p>				
必要性	建築審査会は、建築基準法に基づき設置を義務付けられている。特に建築基準法に基づく処分の取消訴訟との関係においては、専門的、技術的性格を有するものであるため必要性は極めて高い。				
実施方法	（1直営） （直営の場合 ●常勤 ●非常勤 ○臨時職員）				

（単位：千円）

予算・決算額等の推移		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
	予算額		1,736	1,703	1,619	1,767	1,817	2,197
①決算額（28年度は見込み）		1,437	1,482	1,225	783	640	2,139	1,622
②人件費等		4,918	3,388	3,711	2,676	4,544	7,070	
③減価償却費		2,034	1,711	1,775	1,859	2,113	3,754	
【事務分担量】（%）		70	55	55	55	65	110	
合計（①+②+③）		8,389	6,581	6,711	5,318	7,297	12,963	1,622
特定財源	国							
	都							
	その他							
	一般財源	8,389	6,581	6,711	5,318	7,297	12,963	1,622
実績の推移	事項名	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
	建築審査会開催数	9	9	8	3	2	14	10
	同意案件件数	6	7	16	2	2	6	2
	審査請求件数	2	1	1	0	1	3	1

予算・決算の内訳								
平成26年度（決算）			平成27年度（決算）			平成28年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
報酬	委員報酬	333	報酬	委員報酬	1,676	報酬	委員報酬	1,275
旅費	費用弁償・全国会議	114	報償費	決算書作成	238	報償費	決算書作成	119
需用費	事務用品・図書購入	45	旅費	費用弁償・全国会議	6	旅費	費用弁償・全国会議	9
負担金補助等	全国・特別区・第二ブロック	148	需用費	事務用品・図書購入	40	需用費	事務用品・図書購入	50
			役務費	速記録手数料	71	役務費	速記録手数料	58
			負担金補助等	全国・特別区・第二ブロック	108	使用料等	建築審査会会場	3
						負担金補助等	全国・特別区・第二ブロック	108

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		25年度	26年度	27年度	28年度 見込み	目標値 (28年度)	
標	① 同意案件件数	2	2	6	2	2	目標値は、予測値として算定
	② 審査請求件数	0	1	3	1	1	目標値は、予測値として算定
	③						

問題点・課題 (指標分析)	安心・安全な生活環境を求める住民環境の高まりから、建築行政に対する要望や期待は高まる一方であり、景観や眺望権を主張する審査請求事件が増加傾向にある。また、民事と建築基準法との関係など、解決が難しい問題も増えてきている。その他、民間確認機関が増えたことにより、トラブルに発展する事例も見られる。こうしたことから、事務局として、いつ審査請求が提起されてもいように備えておく必要がある。
	他区の実況 (実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)

問題点・課題の改善策			
	平成27年度に取り組む 具体的な改善内容	平成27年度に実施した 改善内容および評価	平成28年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	引き続き、法に基づく同意案件や審査請求の提起に、建築審査会事務局として体制を整備していく。	同意案件、審査請求ともに多くの件数提起され、建築審査会事務局として対応を行った。	昨年度に引き続き、同意案件や審査請求の提起に、建築審査会事務局として体制整備していく。
②			
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
28年度	29年度	
推進	推進	法に基づく同意、審査請求による裁決を行う機関として必要である。

況 (要旨)	議 会 質 問 状
-----------	-----------------------

予算・決算の内訳								
平成26年度（決算）			平成27年度（決算）			平成28年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
負担金補助等	融資あっ旋利子補給	4,982	負担金補助等	融資あっ旋利子補給	4,207	負担金補助等	融資あっ旋利子補給	7,541

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		25年度	26年度	27年度	28年度見込み	目標値(28年度)	
標	① 融資実行件数（新規）	1	0	0	3	3	H28年度は予測値
	② 利子補給件数	48	44	42	45	45	28年度は27年度～28年度までに繰上返済がない場合の推定値
	③						

問題点・課題 （指標分析）	街づくり事業を円滑に推進するための事業であり、継続を要するが、対象事業が「都市計画道路事業補助線街路第331号」のみとなり、昨今は申請件数が少なくなっている。
	他区の実況 (実施 0 区 未実施 22 区 不明 0 区)

問題点・課題の改善策			
	平成27年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度に実施した改善内容および評価	平成28年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	都市計画事業に係る用地取得を所管する用地係と連携を図り、本制度の対象者への周知を含め、適切に有効活用する。	用地係と連携し、有効活用を図ったが、申請件数は少なかった。	引き続き、用地取得を所管する用地係と連携を図り、本制度の対象者への周知を含め、事業を有効に活用する。
②			
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
28年度	29年度	
推進	推進	区の街づくり事業を円滑に推進するために必要である。

況 議 会 要 旨 問 状	
---------------------------------	--

事務事業分析シート（平成28年度）

No1

主要事業	事務事業コード	10-02-04	戦略プラン	○協働	●業務	○財務	○人事
事務事業名	住宅建替え資金融資あっ旋事業	部課名	防災都市づくり部防災街づくり推進課	課長名	村山	担当者名	林
				内線	2838		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（28年度）	01-02-01	住宅建替え資金融資あっ旋事業費					
事務事業の種類	○新規事業（○28年度 ○27年度）			○建設事業		●それ以外の継続事業	
開始年度	○昭和 ●平成	4年度	根拠	荒川区住宅建替え資金融資あっ旋事業実施要綱			
終期設定	○有 ●無	年度	法令等				
実施基準	○法令基準内 ○都基準内 ●区独自基準		計画区分	○計画		●非計画	
行政評価事業体系	分野	IV	環境先進都市				
	政策	08	良好で快適な生活環境の形成				
	施策	02	快適な住環境の形成				
目的	区内で老朽住宅（減価償却資産の耐用年数等に関する省令〈昭和40年大蔵省令第15号〉に定める耐用年数の2/3を経過した住宅）を除却し、建替え等を行う方に、住宅の取得に必要な資金の一部を、区が金融機関に融資あっ旋するとともに、一定期間利子の一部を補給することにより、住宅の防災性の向上を促進し、もって、良好な住環境の形成に資することを目的とする。						
対象者等	① 除却しようとする老朽住宅の所有者又はその親族であること ② 申込者が住民税等を滞納していないこと ③ 申込時の年齢が満20歳以上満70歳以下、返済完了時の年齢が満80歳以下の方 ④その他						
内容	1 融資限度額	2,000万円					
	2 利子補給率	1.5%					
	3 利子補給期間	融資契約期間の前半分（最長10年）					
	4 本人負担利率	住宅ローンの利率から補給利率を差し引いた利率					
	5 対象住宅	① 老朽住宅から耐震性を満たす耐火建築物等の住宅への建替え等であること ② 取得しようとする住宅の所有者又はその親族が居住すること ③ 併用住宅も可（ただし、住宅部分の面積2分の1以上） ④ 老朽住宅又は減価償却資産の耐用年数等に関する省令に定める簡易建物でないこと ⑤ 取得する住宅が、取扱金融機関の定める条件に該当するものであること ⑥ 取得する住宅が、法その他関係法令の規定に適合するものであること ⑦ その他					
経過	平成8年度：補給利率引き下げ（2.0%→1.2%） 平成10年度：補給利率引き下げ（1.2%→0.9%） 平成12年度：補給期間引き下げ（13年→10年） 平成23年度（12月6日以降）：旧耐震基準の住宅等への補給率を引き上げ（0.9%→1.2%） 平成25年度：老朽住宅の除却を伴うことが必須条件となる。 名称変更（住宅建設・購入資金→住宅建替え資金） 補給利率引き上げ（0.9%又は1.2%→1.5%） H25年12月1日 融資実行日の制限を廃止						
必要性	区内で老朽住宅を除却し、建て替え等を希望する者に融資あっ旋と利子補給をすることで、住宅の防災性の向上を促進し、良好な住環境の形成を進めていく必要がある。						
実施方法	（1直営） （直営の場合 ●常勤 ●非常勤 ○臨時職員）						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	
予算額	101,031	69,006	52,946	56,400	48,344	40,993	36,205	
①決算額（28年度は見込み）	60,962	48,753	37,770	31,359	28,144	26,274	36,205	
②人件費等	1,308	1,241	2,052	2,947	2,728	1,369		
③減価償却費	436	1,400	1,452	1,859	1,951	1,536		
【事務分担量】（%）	15	45	45	55	60	45		
合計（①+②+③）	62,706	51,394	41,274	36,165	32,823	29,179	36,205	
特定財源								
国								
都								
その他								
一般財源	62,706	51,394	41,274	36,165	32,823	29,179	36,205	
実績の推移	事項名							
	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	
利子補給率（一般/旧耐震）	0.9%	0.9% / 1.2%	0.9% / 1.2%	1.5%	1.5%	1.5%	1.5%	
最長利子補給期間	10年	10年	10年	10年	10年	10年	10年	
実行件数/あっ旋件数	28/30	10/12	27/29	6/7	3/4	7/7	20/20	
融資実行額（千円）	518,500	186,850	506,450	107,500	60,000	124,000	400,000	

予算・決算の内訳								
平成26年度（決算）			平成27年度（決算）			平成28年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
需用費	消耗品費	7	需用費	消耗品費	7	需用費	消耗品費	11
負担金補助等	融資あっ旋利子補給	28,137	負担金補助等	融資あっ旋利子補給	26,267	負担金補助等	融資あっ旋利子補給	36,194

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		25年度	26年度	27年度	28年度見込み	目標値(28年度)	
標	① あっ旋件数	7	4	7	20	20	目標値は予測値
	② 融資実行件数	6	3	5	20	20	目標値は予測値
	③						

（問題点・課題 指標分析）	老朽住宅を耐震性を満たす耐火住宅へ建替えるために有効な事業であるが、平成25年度に老朽住宅の除却を条件としたことから申請件数は少なくなっている。老朽住宅をそのままにしておく危険性なども含め、広く事業内容を周知していく必要がある。
	（実施 0 区 未実施 22 区 不明 0 区）
他区の実況	

問題点・課題の改善策			
	平成27年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度に実施した改善内容および評価	平成28年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	老朽住宅の建替えをさらに促進させるため、密集事業や不燃化促進事業と連携していく。	密集事業や不燃化促進事業と連携を図ったものの、低金利のためもあり、申請件数は本年度も少なかった。	引き続き老朽住宅の建替えを促進させるため、事業内容のPRを行うとともに、密集事業や不燃化促進事業と連携していく。
②			
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
28年度	29年度	
推進	推進	老朽住宅の建替えにあわせた融資あっ旋によって地域の防災性の向上を図る必要がある。

況議 （要 会 質 問 状	
------------------------------	--

事務事業分析シート（平成28年度）

No1

主要事業	事務事業コード	10-02-05	戦略プラン	○協働 ●業務 ○財務 ○人事	
事務事業名	住宅増・修築資金融資あっ旋事業	部課名	防災都市づくり部防災街づくり推進課	課長名	村山
		担当者名	林	内線	2838
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（28年度）	01-02-02	住宅増・修築資金融資あっ旋事業費			
事務事業の種類	○新規事業（○28年度 ○27年度）		○建設事業 ●それ以外の継続事業		
開始年度	●昭和 ○平成 53年度		根拠	荒川区住宅増・修築資金融資あっ旋事業要綱	
終期設定	○有 ●無 年度		法令等		
実施基準	○法令基準内 ○都基準内 ●区独自基準		計画区分	○計画 ●非計画	
行政評価事業体系	分野	IV	環境先進都市		
	政策	08	良好で快適な生活環境の形成		
	施策	02	快適な住環境の形成		
目的	荒川区が区内に居住する区民に対し、住宅の増築、修築、又はアスベストの除去等に係わる改修工事に必要な資金の融資をあっ旋するとともに利子補給することにより、区民の住宅の改善に資することを目的とする。				
対象者等	一定の所得以下で、区内にある住宅に、現に引き続き1年以上居住し、住宅の増築、改修、アスベストの除却等に係わる改修工事に要する資金を必要とする方等				
内容	1 融資あっ旋額 20万円～500万円 2 利子補給率 ①外壁・屋根の修繕工事又は高齢者及び心身障害者同居世帯：1.2% ②一般世帯（①以外の世帯）：0.9% 3 本人負担率 住宅ローンの利率から補給利率を差し引いた利率 ①外壁・屋根の修繕又は高齢者・身障者：1.8% ②一般世帯（①以外の世帯）：2.1% 4 返済期間 7年以内（据置期間3ヶ月を含む）				
経過	平成7年度 一般：1.80% 高齢者・身障者：2.25% 平成8年度 一般：1.40% 高齢者・身障者：1.75% 平成9年度 一般：1.20% 高齢者・身障者：1.50% 平成10年度 一般：0.90% 高齢者・身障者：1.20% 平成17年度 アスベスト除去を追加 平成23年度（12月6日以降）外壁・屋根の修繕工事を0.90%から1.20%に拡充				
必要性	住宅の増修築に際して、資金を必要とする区民には、融資のあっ旋と利子補給をすることで住宅の改善を支援する必要がある。特に、住宅の外壁・屋根の修繕工事を促すことは、災害時における防災性の向上に資するため必要である。				
実施方法	（1直営） （直営の場合 ●常勤 ●非常勤 ○臨時職員）				

（単位：千円）

予算・決算額等の推移		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
	予算額		1,172	852	763	904	677	621
①決算額（28年度は見込み）		63	117	98	96	75	48	597
②人件費等		436	545	955	311	296	456	
③減価償却費		145	778	807	237	325	512	
【事務分担量】（%）		5	25	25	7	10	15	
合計（①+②+③）		644	1,440	1,860	644	696	1,016	597
特定財源の推移	国							
	都							
	その他							
	一般財源	644	1,440	1,860	644	696	1,016	597
実績の推移	事項名	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
	利子補給率（一般世帯/その他）	0.9% / 1.2%	0.9% / 1.2%	0.9% / 1.2%	0.9% / 1.2%	0.9% / 1.2%	0.9% / 1.2%	0.9% / 1.2%
	利子補給期間	7年	7年	7年	7年	7年	7年	7年
	実行件数/あっ旋件数	3/3	0	0	1/1	0	0	9/9
	融資実行額（千円）	10,000	0	0	2,000	0	0	45,000

予算・決算の内訳								
平成26年度（決算）			平成27年度（決算）			平成28年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
負担金補助等	融資あっ旋利子補給	75	負担金補助等	融資あっ旋利子補給	48	負担金補助等	融資あっ旋利子補給	597

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		25年度	26年度	27年度	28年度見込み	目標値(28年度)	
標	① 融資実行件数	1	0	0	9	9	目標値は予測値
	②						
	③						

（問題点・課題分析）	工事着工後に事業内容を確認に来る対象者がいるため、融資あっ旋できない場合があることから、耐震事業とも連携しつつ、HPや区報による事業の周知を行う必要がある。
	（実施 18 区 未実施 4 区 不明 0 区）
他区の実況	

問題点・課題の改善策			
	平成27年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度に実施した改善内容および評価	平成28年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	引き続き、住宅の耐震改修を促進するため、HP等によりPRに努めるとともに建築事務所協会等を通じたPRにも努める。	耐震事業と連携を図ることや、HPの改良を行い事業のPRに努めた。	耐震改修に併せた事業内容のPRを行うとともに、事業がより多くの方に周知されるよう引き続きPRに努める。
②			
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
28年度	29年度	
推進	推進	住宅の耐震改修にあわせた融資あっ旋によって、地域の防災性の向上を図る必要がある。

況議（要旨）	OH25四定 住宅リフォーム助成制度について
--------	------------------------

事務事業分析シート（平成28年度）

No1

主要事業	事務事業コード	10-02-06	戦略プラン	○協働 ●業務 ○財務 ○人事	
事務事業名	都市防災不燃化促進事業	部課名	防災都市づくり部防災街づくり推進課	課長名	能見
		担当者名	大沼・前川	内線	2821
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（28年度）	01-03-01	都市防災不燃化促進事業費			
事務事業の種類	○新規事業（○28年度 ○27年度）		○建設事業 ●それ以外の継続事業		
開始年度	●昭和 ○平成	58年度	根拠	社会資本整備総合交付金交付要綱	
終期設定	●有 ○無	36年度	法令等		
実施基準	○法令基準内 ●都基準内 ○区独自基準		計画区分	●計画 ○非計画	
行政評価事業体系	分野	VI	安全安心都市		
	政策	11	防災・防犯のまちづくり		
	施策	03	災害に強いまちづくりの推進		
目的	大規模地震等により発生する市街地火災から避難する住民を守り、防災上重要な避難路・避難地の安全性を確保するため、その周辺地域を不燃化促進区域に指定し、耐火建築物の建築費用の一部を助成することにより不燃化促進を図る。それにより、市街地火災の延焼拡大を防ぎ、住民の生命・財産を守る。				
対象者等	事業期間内に「不燃化促進区域(避難路沿道から幅員30m、避難地周辺から周囲120mの区域)」に指定された地区内で、2階建て以上かつ高さ7m以上の耐火建築物を建てる者。※宅地建物取引業者等は除く。				
内容	* 不燃化助成制度の内容 (1) 基本助成 1～3階までの延べ床面積に応じて助成。最低保障額200万円。＜国・都・区＞ (2) 加算助成 ①除却助成費＜国・都・区＞ ②三世帯住宅＜国・区＞(120万円) ③仮住居費＜国・都・区＞(48万円) ④賃貸用共同住宅＜区単＞(100万円) ⑤共同・協調建替え＜区単＞(100万円) ⑥住宅型不燃建築物助成 ＜国・都・区＞(4階以上の住戸面積に応じて助成)				
経過	昭和58年 7月 荒川区都市防災不燃化促進事業助成金交付要綱制定 助成額最低保障・共同化加算制度実施 昭和60年 4月 三世帯住宅加算制度実施 平成元年 5月 協調建替え加算制度、仮住居費助成制度実施 平成 4年 4月 賃貸用共同住宅加算制度、住宅型不燃建築物助成制度実施 平成21年 3月 荒川区防災密集地域総合整備事業制度要綱 及び荒川区都市防災不燃化促進事業助成金交付要綱制定 平成26年 4月 荒川区都市防災不燃化促進事業助成金交付要綱改正（除却助成費の新設） <事業実施地区> 補助90号線第二：H11.4～31.3 補助90号線第三：H27.10～37.3				
必要性	建築主に建築費用の一部助成を行う本事業は、耐火建築物へと建替促進を誘導する効果が大きく、不燃化促進の指標である不燃化率を早期に向上させるためにも実施し続ける必要がある。				
実施方法	(1直営) (直営の場合 ●常勤 ●非常勤 ○臨時職員)				

(単位：千円)

予算・決算額等の推移	事項名	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
		予算額	39,532	50,626	31,618	21,856	15,417	31,782
①決算額(28年度は見込み)		22,465	49,952	2,984	16,726	7,859	15,274	54,698
②人件費等		9,209	9,379	8,072	5,298	8,793	1,539	
③減価償却費		6,972	6,842	5,647	2,704	3,901	683	
【事務分担当量】(%)		240	220	175	80	120	20	
合計(①+②+③)		38,646	66,173	16,703	24,728	20,553	17,496	54,698
特定財源	国							
	都							
	その他							
	一般財源	24,201	32,168	14,651	21,688	20,553	17,496	54,698
実績の推移	放射12号線(補助107号)地区(件数)	-	-	-	-	-	-	-
	補助90号線地区(件数)	2	3	1	2	-	-	-
	補助90号線第二地区(件数)	1	4	0	0	1	2	2
	補助90号線第三地区(件数)	-	-	-	-	-	0	0

予算・決算の内訳								
平成26年度（決算）			平成27年度（決算）			平成28年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
報酬	非常勤職員報酬	2,363	旅費	研修会旅費	56	旅費	研修会旅費	36
共済費	非常勤職員共済費	321	需用費	消耗品購入等	166	需用費	消耗品購入等	189
旅費	研修会旅費	32	負担金補助等	建設補助金	15,052	負担金補助等	建設補助金	54,473
需用費	消耗品購入等	68						
負担金補助等	建設補助金	5,076						

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		25年度	26年度	27年度	28年度見込み	目標値(28年度)	
標	① 地区不燃化率(%) (補助90号線第二地区)	37.4	37.6	38.2	38.7	38.7	耐火・準耐火建築面積/総建築面積 H30年度 40%
	② 地区不燃化率(%) (補助90号線第三地区)	-	60.7	60.9	61.8	61.8	耐火・準耐火建築面積/総建築面積 H36年度 70%
	③						

（問題点・課題分析）	<ul style="list-style-type: none"> 補助90号線第二地区において延焼遮断帯の機能を発揮する不燃化率40%が達成されていない。 補助90号線第三地区における問い合わせが少ない。
	他区の実況 （実施 10 区 未実施 12 区 不明 0 区）

問題点・課題の改善策			
	平成27年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度に実施した改善内容および評価	平成28年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	引き続き事業及び助成制度の周知を進めるとともに、新たに事業周知パンフレットの作成を行う。	事業及び助成制度の周知を進めるため、新たに事業周知パンフレットの作成を行った。	補助90号線第三地区における更なる事業周知を図るため、対象区域においてチラシの個別配布を行う。
②			
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
28年度	29年度	
推進	推進	延焼遮断帯を形成するため、本事業を推進する。

況議 （要旨） 会 質 問 状	
--------------------------------	--

事務事業分析シート（平成28年度）

No1

主要事業	事務事業コード	10-02-07	戦略プラン	○協働	●業務	○財務	○人事
事務事業名	分譲マンション対策	部課名	防災都市づくり部防災街づくり推進課	課長名	村山	担当者名	石坂
				内線	2838		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（28年度）	01-05-01	分譲マンション対策費					
事務事業の種類	○新規事業（○28年度 ○27年度）			○建設事業		●それ以外の継続事業	
開始年度	○昭和 ●平成 13年度		根拠	マンションの管理の適正化の推進に関する法律			
終期設定	○有 ●無 年度		法令等	等			
実施基準	○法令基準内 ○都基準内 ●区独自基準		計画区分	●計画		○非計画	
行政評価事業体系	分野	IV	環境先進都市				
	政策	08	良好で快適な生活環境の形成				
	施策	02	快適な住環境の形成				
目的	分譲マンションの維持管理等に関する意識啓発、情報の提供を推進し、分譲マンションにおける良好な居住環境の確保と居住者の意識、マナーの向上を図ること。						
対象者等	区内の分譲マンション管理組合や区分所有者、購入予定者を対象とする。						
内容	<p>1 意識啓発 分譲マンションの居住マナーや維持管理など、基礎的な知識等に関する課題を解決するため、マンション管理組合や区分所有者、購入予定者を対象にセミナーを開催するとともに、管理組合にコンサルタントを派遣する。</p> <p>2 交流会 交流会組織の充実のため、組織の確立、規約等の作成について、推進できる環境づくりを促進する。</p> <p>3 マンション相談 東京都が実施する管理アドバイザー制度、建替え・改修アドバイザー制度及びマンション専門相談と密接な連携を図り、より一層の相談体制の充実を図る。</p>						
経過	<p>H11年度 荒川区分譲マンション実態調査実施</p> <p>H12年度 荒川区住宅マスタープランにて「分譲マンションの管理等に関する支援体制の確立について」を方針化</p> <p>H13年度 分譲マンションセミナー実施（毎年1回）</p> <p>H18年度 分譲マンションセミナーを第1部（講義）・第2部（テーマ別グループ情報交換）形式で実施</p> <p>H19年度～ 分譲マンションセミナーを第1部・第2部形式で毎年2回実施</p> <p>H21年度 荒川区マンション実態調査実施</p> <p>※27. 4. 1近隣まちづくり推進事業から統合 （分譲マンションコンサルタント派遣8件・一般需要費）</p>						
必要性	分譲マンションは、個人財産であるが、区分所有という特殊性や建物規模等から、法律・維持管理に関する技術的な専門知識と適正なマンション管理運営を行う上で管理組合等の自立が必要不可欠である。また、居住者の地域コミュニティへの参加を促進するためにも交流会を活用する必要がある。						
実施方法	<p>（1直営）（直営の場合 ●常勤 ○非常勤 ○臨時職員）</p> <p>①区内分譲マンション管理組合にセミナー開催通知の送付 ②区報・ホームページ掲載 ③セミナー実施（当日、実態調査アンケート実施。相談窓口の紹介・関連施策についての資料配布。）</p>						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
	予算額		136	136	136	136	137	450
①決算額（28年度は見込み）		128	133	126	126	130	305	450
②人件費等		2,023	1,694	1,923	1,410	2,318	1,844	
③減価償却費		872	933	968	1,014	975	1,024	
【事務分担量】（%）		30	30	30	30	30	30	
合計（①+②+③）		3,023	2,760	3,017	2,550	3,423	3,173	450
特定財源の推移	国				0		3	
	都				0			
	その他				0			
	一般財源		3,023	2,760	3,017	2,550	3,423	3,170
実績の推移	事項名	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
	マンションセミナー（参加者数）	52	89	69	78	57	72	69
	マンション相談（相談件数）	54	29	16	19	20	19	19
	コンサルタント派遣件数	2	7	6	1	0	6	8

予算・決算の内訳								
平成26年度（決算）			平成27年度（決算）			平成28年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
報償費	講師謝礼	124	報償費	講師謝礼、コンサルタント派遣	277	報償費	講師謝礼、コンサルタント派遣	358
需用費	セミナー購入・事務用品	6	需用費	セミナー購入・事務用品	28	需用費	セミナー購入、事務用品、図書	92

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		25年度	26年度	27年度	28年度見込み	目標値(28年度)	
標	① マンションセミナー（参加者数）	78	57	72	69	69	25年度から27年度の平均
	② マンション相談（相談件数）	19	20	19	19	19	25年度から27年度の平均
	③						

問題点・課題 (指標分析)	<ul style="list-style-type: none"> ・マンションの居住環境の維持・向上（管理規約・長期修繕計画等）のため、住民、管理組合の専門的知識を高めていく必要がある。 ・マンション管理組合と地域コミュニティとの関係が希薄である。 ・マンションセミナーの新規参加者が少ない。
	他区の実況 （実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区）

問題点・課題の改善策			
	平成27年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度に実施した改善内容および評価	平成28年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	引き続きマンションセミナーを通して、専門的知識を高めるとともに、長期修繕計画等に関する理解を深めていく。	マンションセミナーを通して、専門的知識や長期修繕計画等に関する知識の普及に役立てた。	引き続きマンションセミナーを通して、専門的知識を高めるとともに、長期修繕計画等に関する理解を深める。
②	引き続き荒川区マンション管理組合交流会の充実を図り、知識・経験を増やしていく。	荒川区マンション管理組合交流会の充実を図り、居住者等の知識・経験を増やすことができた。	引き続き荒川区マンション管理組合交流会の充実を図り、知識・経験を増やす。
③	引き続きHP等を利用してPRを図る。	HP等を利用してPRを図ることができ、前年度と比較すると新規参加者が増加した。	引き続きHP等を利用してPRする。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
28年度	29年度	
推進	推進	管理意識の向上と情報提供等による管理組合支援は必要である。

況 議 会 要 旨 問 状	○H23一定 マンション管理について ○H26一定 マンション管理問題について ○H27年度2月 マンション等の老朽化への対応
---------------------------------	---

事務事業分析シート（平成28年度）

No1

主要事業	事務事業コード	10-02-08	戦略プラン	○協働 ●業務 ○財務 ○人事	
事務事業名	木造建物耐震化推進事業	部課名	防災都市づくり部防災街づくり推進課	課長名	村山
		担当者名	岩本、田中、恩田、竹内	内線	2827
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（28年度）	01-09-01	木造建物耐震化推進事業費			
事務事業の種類	○新規事業（○28年度 ○27年度）		○建設事業 ●それ以外の継続事業		
開始年度	○昭和 ●平成 17年度		根拠	荒川区木造建物耐震化推進事業制度要綱・実施要領	
終期設定	●有 ○無 33年度		法令等		
実施基準	●法令基準内 ○都基準内 ○区独自基準		計画区分	●計画 ○非計画	
行政評価事業体系	分野	VI	安全安心都市		
	政策	11	防災・防犯のまちづくり		
	施策	03	災害に強いまちづくりの推進		
目的	密集した市街地にある木造建物のうち、大規模地震による倒壊等のおそれがある建物について、建物耐震診断に基づき耐震補強工事、耐震建替え工事等を行う区民を支援する制度を確立することで建物の耐震性等の向上を推進し、もって大規模地震による建物倒壊等から区民の生命と財産を守ることを目的とする。				
対象者等	昭和56年5月31日以前に建築された木造建物の所有者				
内容	1 補助対象建物 戸建住宅（自己用、貸家）・診療所・町会事務所・賃貸アパート 2 補助内容 補助金は、戸建住宅（自己用）の場合、次のとおり ・耐震診断費の10/10（限度額30万円） ・耐震補強設計費の2/3（限度額15万円） ・耐震補強工事費の2/3（限度額100万円） ・耐震建替え工事費の2/3（限度額150万円） ・耐震シェルター設置工事の2/3（限度額30万円）：高齢者又障がい者世帯のみ ・防火耐震補強工事費の9/10（限度額500万円）：不燃化特区区域のみ				
経過	平成17年5月	木造住宅耐震補強推進事業制度要綱・実施要領制定			
	平成20年3月	木造住宅等耐震化推進事業制度要綱・実施要領全部改正（補強設計、建替え工事、耐震シェルター工事補助の導入）			
	平成20年12月	木造建物耐震化推進事業制度要綱・実施要領全部改正（対象建物用途の拡充）			
	平成21年6月	木造建物耐震化推進事業制度要綱一部改正（高齢者世帯優遇の導入）			
	平成22年6月	木造建物耐震化推進事業制度要綱・実施要領一部改正（建替え工事の対象の拡充）			
	平成23年10月	木造建物耐震化推進事業制度要綱一部改正（高齢者世帯年齢引下げ）			
	平成25年3月	木造建物耐震化推進事業制度要綱・実施要領一部改正（簡易耐震診断を廃止し、一般耐震診断補助制度を新設）			
	平成27年3月	木造建物耐震化推進事業制度要綱一部改正（防火耐震補強工事助成の新設他）			
	平成28年3月	木造建物耐震化推進事業制度要綱一部改正（高齢者世帯の対象の拡充）			
必要性	当区では木造建物が多数密集しており、地震時に多数倒壊し、道路閉塞により避難、救急活動等に支障をきたすおそれがある。そこで、これらに対し耐震化支援を行い、安全性を確保する。また、耐震改修促進計画の目標の耐震化率95%を実現する重要な支援策である。				
実施方法	（1直営）（直営の場合 ●常勤 ●非常勤 ○臨時職員） 補助金内定申請→審査→補助金交付内定→耐震診断、耐震補強工事等着手→耐震診断、耐震補強工事等等完了→補助金交付申請→審査→補助金交付決定→補助金交付				

（単位：千円）

予算・決算額等の推移		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	
	予算額		44,038	95,140	99,419	157,590	134,700	226,719	82,550
①決算額（28年度は見込み）		19,240	78,100	93,985	139,355	73,148	53,614	82,550	
②人件費等		10,656	15,668	10,699	12,259	11,521	7,294		
③減価償却費		5,229	6,376	6,131	6,084	5,852	4,266		
【事務分担当量】（%）		180	205	190	180	180	125		
合計（①+②+③）		35,125	100,144	110,815	157,698	90,521	65,174	82,550	
特定財源	国	住宅・建築物安全ストック形成事業費	8,687	41,366	43,183	61,079	28,042		
	都	木造住宅耐震化促進事業費	1,845	5,053	8,314	9,330	5,903		
	その他								
	一般財源		24,593	53,725	59,318	87,289	56,576	65,174	82,550
実績の推移	事項名	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	
	耐震診断支援事業（件）	34	72	92	69	38	35	37	
	耐震補強設計支援事業（件）	2	2	6	2	1	6	6	
	耐震補強工事支援事業（件）	1	2	3	2	1	5	5	
	耐震建替え工事支援事業（件）	10	43	49	64	29	19	25	

予算・決算の内訳								
平成26年度（決算）			平成27年度（決算）			平成28年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
負担金補助等	耐震診断	11,348	負担金補助等	耐震診断	10,901	負担金補助等	耐震診断	11,900
	耐震補強設計	300		耐震補強設計	1,500		耐震補強設計	1,350
	耐震補強工事	2,000		耐震補強工事	8,713		耐震補強工事	18,000
	耐震建替え工事	59,500		耐震建替え工事	32,500		耐震建替え工事	51,000
	耐震シェルター設置工事	0		耐震シェルター設置工事	0		耐震シェルター設置工事	300

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		25年度	26年度	27年度	28年度見込み	目標値(28年度)	
標	① 耐震診断支援事業（件）	69	38	35	37	37	25年度に簡易耐震診断から一般耐震診断に変更
	② 耐震補強工事支援事業（件）	2	1	5	5	5	
	③ 耐震建替え工事支援事業（件）	64	29	19	25	25	

（問題点・課題 指標分析）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工事に係る問題（費用負担・引越し） ・ 既存不適格建物の補強工事の問題（建物の道路突出が解消できない・防火地域内の防火性能向上に費用がかかる） ・ 高齢者は住宅の耐震化に向けて動くことが難しい（手続き調整・打合せ等） ・ 熊本地震の被害状況等の報道から、再び区民の耐震化に対する関心が高まっている。
	他区の実況 （実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区）

問題点・課題の改善策			
	平成27年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度に実施した改善内容および評価	平成28年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	耐震補強工事等の必要があり、耐震補強工事等を行っていない建物所有者への戸別訪問を実施する。	耐震診断を行い、耐震補強工事等を行っていない建物所有者へ意向を聴取した。	引き続き、耐震診断実施済みの建物所有者へ意向聴取を行う。
②			
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
28年度	29年度	
重点的に推進	重点的に推進	荒川区耐震改修促進計画に基づき、事業を周知し、重点的に推進する。

況 議 会 （ 要 旨 ） 質 問 状	○H26三定 「部分・簡易改修の耐震補強工事助成を検討し、耐震化の促進することについて」 ○H27一定 「耐震化率の状況。危険度の高い地域では実態にあった対策を行うこと。」
--	---

事務事業分析シート（平成28年度）

No1

主要事業	事務事業コード	10-02-09	戦略プラン	○協働 ●業務 ○財務 ○人事	
事務事業名	非木造建物耐震化推進事業	部課名	防災都市づくり部防災街づくり推進課	課長名	村山
		担当者名	岩本、田中、恩田、竹内	内線	2827
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（28年度）	01-09-02	非木造建物耐震化推進事業費			
事務事業の種類	○新規事業（○28年度 ○27年度）		○建設事業 ●それ以外の継続事業		
開始年度	○昭和 ●平成 19年度		根拠	荒川区非木造建物耐震化推進事業制度要綱・	
終期設定	●有 ○無 37年度		法令等	実施要領	
実施基準	●法令基準内 ○都基準内 ○区独自基準		計画区分	●計画 ○非計画	
行政評価事業体系	分野	VI	安全安心都市		
	政策	11	防災・防犯のまちづくり		
	施策	03	災害に強いまちづくりの推進		
目的	大規模地震による倒壊等のおそれがある非木造建物について、耐震診断に基づき耐震補強工事、耐震建替え工事を行う区民を支援する制度を確立することで建物の耐震性の向上を推進し、もって大規模地震による建物倒壊等から区民の生命と財産を守ることを目的とする。				
対象者等	1 耐震診断等支援事業：昭和56年以前に建築された非木造建物の所有者 2 分譲マンション耐震アドバイザー派遣事業：昭和56年5月31日以前に建築された分譲マンションの管理組合又は区分所有者の代表者				
内容	1 耐震診断等支援事業補助対象建物 ・マンション（分譲、賃貸） ・戸建住宅（自己用、貸家） ・診療所 ・町会事務所 ・一般緊急輸送道路沿道建物（建物高さが道路幅員の1/2を超えるもの） 2 耐震診断等支援事業補助内容 補助金は、分譲マンションの場合、次のとおり ・耐震診断費の2/3（限度額100万円） ・耐震補強設計費の2/3（補助限度額100万円） ・耐震補強工事費の2/3（補助限度額1,000万円） 3 分譲マンション耐震アドバイザー派遣事業 区が、耐震アドバイザーを派遣し、耐震化に向けた区分所有者間の合意形成等の支援を実施（無料（3回/棟まで））				
経過	平成19年 5月 分譲マンション耐震診断事業実施要綱制定 平成20年12月 分譲マンション耐震診断事業制度要綱全部改正（→非木造建物耐震化推進事業制度要綱）、非木造建物耐震化推進事業実施要領制定 平成22年 6月 非木造建物耐震化推進事業制度要綱・実施要領一部改正 平成22年 8月 非木造建物耐震化推進事業制度要綱・実施要領一部改正 平成23年10月 非木造建物耐震化推進事業制度要綱・実施要領一部改正 平成24年 3月 非木造建物耐震化推進事業制度要綱・実施要領一部改正（特定緊急輸送道路沿道建物耐震化推進事業制度要綱制定のため、特定緊急輸送道路沿道建物の事項削除） 平成25年 3月 非木造建物耐震化推進事業制度要綱・実施要領一部改正（文言整理） 平成26年 3月 非木造建物耐震化推進事業制度要綱一部改正（文言整理） 平成27年 3月 非木造建物耐震化推進事業制度要綱一部改正（文言整理）				
必要性	当区では現行の耐震基準を満たさない非木造建物が多数あり、地震時に倒壊し、道路閉塞により避難、救急活動等に支障をきたすおそれがある。そこで、これらに対し耐震化支援を行い、安全性を確保する。また、耐震改修促進計画の目標の耐震化率95%を実現するための重要な支援策である。				
実施方法	（1直営） （直営の場合 ●常勤 ●非常勤 ○臨時職員） 補助金内定申請→審査→補助金交付内定→耐震診断・耐震補強工事等着手→耐震診断・耐震補強工事等完了→補助金交付申請→審査→補助金交付決定→補助金交付				

（単位：千円）

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	
予算額	42,032	46,788	31,726	33,851	55,276	49,276	55,244	
①決算額（28年度は見込み）	3,887	10,270	14,594	8,800	11,363	7,275	55,244	
②人件費等	4,325	5,505	2,059	3,905	3,681	3,533		
③減価償却費	2,034	2,488	1,129	2,028	1,951	1,980		
【事務分担量】（%）	70	80	35	60	60	58		
合計（①+②+③）	10,246	18,263	17,782	14,733	16,995	12,788	55,244	
特定財源	国	住宅・建築物安全ストック形成事業費	1,755	4,966	7,113	4,368	5,615	
	都	マンション耐震化促進事業費	0	3,022	3,049	1,750	1,760	
	その他							
	一般財源							
		8,491	10,275	7,620	8,615	9,620	12,788	55,244
実績の推移	事項名	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
	耐震診断支援事業（件）	1	8	3	11	8	2	
	耐震補強設計支援事業（件）	1	1	1	0	2	0	
	耐震補強工事支援事業（件）	1	0	1	0	0	1	
	耐震建替え工事支援事業（件）	0	1	1	0	2	1	

予算・決算の内訳								
平成26年度（決算）			平成27年度（決算）			平成28年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
負担金補助等	耐震診断	6,300	報償費	分譲マンション耐震アドバイザー派遣	31	報償費	分譲マンション耐震アドバイザー派遣	94
負担金補助等	耐震補強設計	2,000	負担金補助等	耐震診断	2,000	負担金補助等	耐震診断	5,650
負担金補助等	耐震補強工事	0		耐震補強設計	0		耐震補強設計	3,000
負担金補助等	耐震建替え工事	3,000		耐震補強工事	3,744		耐震補強工事	30,000
報償費	分譲マンション耐震アドバイザー派遣	63		耐震建替え工事	1,500		耐震建替え工事	16,500

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		25年度	26年度	27年度	28年度 見込み	目標値 (28年度)	
標	① 耐震診断支援事業（件）	11	8	2	7	7	
	② 耐震補強設計支援事業（件）	0	2	0	3	3	
	③ 耐震補強工事支援事業（件）	0	0	1	3	3	

（問題点・課題 指標分析）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工事の費用負担の問題 ・ 設計図書が不備の場合、耐震診断の費用が増大する ・ 分譲マンションの場合、多くの区分所有者等の合意形成が容易ではない ・ 鉄骨造建物のアスベスト除去のための費用が発生する ・ 熊本地震の被害状況等の報道から、再び区民の耐震化に関する関心が高まっている。
	他区の実況 （実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区）

問題点・課題の改善策			
	平成27年度に取り組む 具体的な改善内容	平成27年度に実施した 改善内容および評価	平成28年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	分譲マンションの区分所有者の合意形成に向け、分譲マンション耐震アドバイザー派遣事業をPRする。	アドバイザー派遣は3回まで可能であることから、前年度の継続で実績はあったが、新規に制度を利用する管理組合はなかった。	分譲マンションセミナーの開催を利用して、アドバイザー派遣のPRを行う。
②	各分譲マンションに事業の周知を図る。	周知が行き届かず、実績に結び付かなかった。	アドバイザー派遣同様、分譲マンションセミナーの開催を利用して、事業PRを行う。
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
28年度	29年度	
重点的に推進	重点的に推進	荒川区耐震改修促進計画に基づき、事業を周知し、耐震化を重点的に推進する。

況議 （要 旨） 問 状	<ul style="list-style-type: none"> ○H22四定 建物の耐震改修促進策について ○H24二定 耐震化推進事業の違反建築物対象外について ○H24三定 建物耐震化推進のための方策について
--------------------------	--

事務事業分析シート（平成28年度）

No1

主要事業	事務事業コード	10-02-10	戦略プラン	○協働 ●業務 ○財務 ○人事	
事務事業名	特定緊急輸送道路沿道建物耐震化推進事業	部課名	防災都市づくり部防災街づくり推進課	課長名	村山
		担当者名	岩本、田中、恩田、竹内	内線	2827
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（28年度）	01-09-03	特定緊急輸送道路沿道建物耐震化推進事業費			
事務事業の種類	○新規事業（○28年度 ○27年度）		○建設事業	○それ以外の継続事業	
開始年度	○昭和 ●平成	24年度	根拠	荒川区特定緊急輸送道路沿道建物耐震化推進事業制度要綱	
終期設定	●有 ○無	37年度	法令等		
実施基準	●法令基準内 ○都基準内 ○区独自基準		計画区分	●計画 ○非計画	
行政評価事業体系	分野	VI	安全安心都市		
	政策	11	防災・防犯のまちづくり		
	施策	03	災害に強いまちづくりの推進		
目的	地震発生時において特定緊急輸送道路に係る沿道建物の倒壊による道路の閉塞を防止、広域的な避難路及び輸送路を確保するため、沿道建物の耐震診断、耐震補強設計及び耐震補強工事等に係る費用を補助することにより、当該沿道建物の耐震化を推進し、もって災害に強いまちづくりを実現するとともに、地震による沿道建物の倒壊等から区民の生命と財産を守ることを目的とする。				
対象者等	昭和56年5月31日以前に建築された特定緊急輸送道路沿道建物の所有者				
内容	1 補助対象建物 ・特定緊急輸送道路（日光街道、尾久橋通り、明治通りの一部）に敷地が接する建物 ・道路幅員のおおむね2分の1以上の高さの建物 2 補助内容 ・耐震診断、耐震補強設計、耐震補強工事、耐震建替え工事及び除却工事費用の一部を補助				
経過	平成24年 3月	特定緊急輸送道路沿道建物耐震化推進事業制度要綱制定			
	平成25年 3月	特定緊急輸送道路沿道建物事業制度要綱一部改正（除却工事補助制度の新設）			
	平成26年 1月	特定緊急輸送道路沿道建物事業制度要綱一部改正（耐震診断期間延長、耐震補強工事補助金の加算制度の新設）			
	平成26年 3月	特定緊急輸送道路沿道建物事業制度要綱一部改正（補助対象費用の限度額の引上げ、委任払い）			
	平成27年 3月	特定緊急輸送道路沿道建物事業制度要綱一部改正（事業期間の延伸）			
	平成28年 3月	特定緊急輸送道路沿道建物事業制度要綱一部改正（事業期間の延伸、補助対象費用の限度額の引上げ）			
必要性	東京における緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を推進する条例に基づき、特定緊急輸送道路沿道建物の耐震診断が義務化された。区内には現行の耐震基準を満たさない沿道建物があり、地震時に倒壊し、道路閉塞により避難、救命活動等に支障をきたすおそれがあるため、耐震化支援が必要である。				
実施方法	（1直営）（直営の場合 ●常勤 ●非常勤 ○臨時職員） 補助金内定申請→審査→補助金交付内定→耐震診断、耐震補強工事等着手→耐震診断、耐震補強工事等完了→補助金交付申請→審査→補助金交付決定→補助金交付				

（単位：千円）

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
予算額		—	—	157,800	278,450	399,400	173,300	105,800
①決算額（28年度は見込み）		—	—	50,019	74,180	91,116	33,062	105,800
②人件費等		—	—	3,569	7,937	7,453	3,837	
③減価償却費		—	—	1,936	3,887	3,739	2,321	
【事務分担量】（%）		—	—	60	115	115	68	
合計（①+②+③）		0	0	55,524	86,004	102,308	39,220	105,800
特定財源	国			24,078	35,885	44,407		
	都			25,941	36,051	40,473		
	その他							
	一般財源	0	0	5,505	14,068	17,428	39,220	105,800
実績の推移	事項名	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
	耐震診断支援事業（件）	—	—	18	14	7	5	
	耐震補強設計支援事業（件）	—	—	0	4	3	1	
	耐震補強工事支援事業（件）	—	—	0	2	2	1	
	耐震建替え工事支援事業（件）	—	—	0	0	0	0	

予算・決算の内訳								
平成26年度（決算）			平成27年度（決算）			平成28年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
負担金補助等	耐震診断	24,545	負担金補助等	耐震診断	17,445	負担金補助等	耐震診断	20,300
	耐震補強設計	5,778		耐震補強設計	1,332		耐震補強設計	4,500
	耐震補強工事	40,993		耐震補強工事	14,285		耐震補強工事	32,000
	耐震建替え工事	0		耐震建替え工事	0		耐震建替え工事	35,000
	除却工事	19,800		除却工事	0		除却工事	14,000

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		25年度	26年度	27年度	28年度見込み	目標値(28年度)	
標	① 耐震診断支援事業(件)	14	7	5	4	4	
	② 耐震補強設計支援事業(件)	4	3	1	3	3	
	③ 耐震補強工事支援事業(件)	2	2	1	1	1	

問題点・課題 (指標分析)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工事の費用負担の問題 ・ 設計図書が不備の場合、耐震診断の費用が増大する ・ 分譲マンションの場合、多くの区分所有者等の合意形成が容易ではない ・ 鉄骨造建物のアスベスト除去のための費用が発生する
	他区の実況 (実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)

問題点・課題の改善策			
	平成27年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度に実施した改善内容および評価	平成28年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	沿道建物所有者に対する個別対応等の実施	個別アプローチした結果、耐震診断を実施した対象建物が増加した。	耐震診断未実施の対象建物がゼロになるよう、引き続き個別対応等を行う。
②	耐震性が著しく低い建物の耐震改修等の促進	補助金制度を活用しての耐震改修実績はあったが、全体の実施率がまだ低い。	東京都と連携して、戸別訪問等で改修等ができない事情等を聴き取り、事業周知を行って促進する。
③	補助金を耐震診断又は耐震改修等を行う業者へ直接支払う委任払い制度を実施	申請者にとっては持ち出しが減るため、ほとんどの申請者が活用した。	引き続き対象者にメリットがある当制度を、戸別訪問時に周知して耐震改修等を促進する。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
28年度	29年度	
継続	推進	耐震診断実施率が上がっているため、耐震改修等の実施の促進に重点を移して、耐震化率向上に向けて事業を推進する。

況議 (要 会 質 問 状)	OH24二定 緊急輸送道路沿道建物の耐震の促進について
-------------------------------	-----------------------------

事務事業分析シート（平成28年度）

No1

主要事業	事務事業コード	10-02-11	戦略プラン	○協働 ●業務 ○財務 ○人事	
事務事業名	三河島駅前北地区市街地再開発事業	部課名	防災都市づくり部防災街づくり推進課	課長名	松崎
		担当者名	加藤・丸山・篠永	内線	2810
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（28年度）	01-04-01	三河島駅北地区事業費補助			
事務事業の種類	○新規事業（○28年度 ○27年度）		●建設事業		○それ以外の継続事業
開始年度	○昭和 ●平成 14年度		根拠	都市再開発法、都市計画法、荒川区市街地再開発事業補助金交付要綱ほか	
終期設定	●有 ○無 35年度		法令等		
実施基準	●法令基準内 □都基準内 □区独自基準		計画区分	●計画 ○非計画	
行政評価事業体系	分野	VI 安全安心都市			
	政策	12 利便性の高い都市基盤の整備			
	施策	04 市街地再開発事業等の推進			
目的	<ul style="list-style-type: none"> JR三河島駅の北側の地域において、市街地再開発事業による土地の高度利用と基盤整備を図るとともに、都市型住宅、商業・業務施設等の効果的な整備を推進し、駅周辺の活性化や防災性の向上等を図る。 区は並行して、西日暮里一丁目地域のまちづくりに関する基本的な方針や、公共・公益施設の整備の方向性等を検討し、まちづくり構想を策定することで地域全体の調和を図る。 				
対象者等	<ul style="list-style-type: none"> 三河島駅前北地区市街地再開発準備組合 西日暮里一丁目まちづくり構想対象区域の住民 				
内容	<p>【三河島駅前北地区市街地再開発事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> 対象区域：荒川区西日暮里一丁目4番の一部、5番、6番の一部、7番（検討区域：荒川区西日暮里一丁目8番） 地区面積：約1.5ヘクタール（検討区域：約0.3ヘクタール） <p>【西日暮里一丁目まちづくり構想】</p> <ul style="list-style-type: none"> 対象区域：荒川区西日暮里一丁目2～5番、6番の一部、7～13番、19～32番、42～49番、61番 地区面積：約12.5ヘクタール 				
経過	<ul style="list-style-type: none"> 平成11年1月 再開発推進協議会発足 平成14年度 三河島駅周辺地区事業化推進調査 平成16年6月 準備組合設立 平成21年度 旧真土小学校跡地活用検討基礎調査（総務企画課） 平成26年度 <ul style="list-style-type: none"> 事業コンサルタント選定（公募型プロポーザル方式） 再開発推進及びまちづくり構想策定に係る業務委託（～平成27年度） 平成27年度 <ul style="list-style-type: none"> 検討区域地権者説明会開催 西日暮里一丁目街づくり勉強会開催 				
必要性	三河島駅前北地区は、荒川区都市計画マスタープランの日暮里拠点の1つであり、再開発によるにぎわいのある街づくりが求められている。当該事業を実施することにより、駅前にふさわしい魅力とにぎわいの創出、西日暮里一丁目地域の防災性・地域防災力の向上が図れるなど、必要性は高い。				
実施方法	（2一部委託）（直営の場合 ○常勤 ○非常勤 ○臨時職員） ・三河島駅前北地区再開発推進コンサルティング業務及び西日暮里一丁目街づくり構想策定業務委託 ・委託先：株式会社 谷澤総合鑑定所 東京本社、委託料：¥5,162,400				

（単位：千円）

予算・決算額等の推移		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
	予算額		5,941	4,206	4,101	3,713	7,678	5,647
①決算額（28年度は見込み）		0	0	0	0	3,634	5,163	4,074
②人件費等		6,540	5,081	4,957	9,980	13,133	15,392	
③減価償却費				1,936	4,056	5,527	6,826	
【事務分担量】（%）		75	60	60	120	170	200	
合計（①+②+③）		6,540	5,081	6,893	14,036	22,294	27,381	4,074
特定財源の推移	国							
	都							
	その他							
	一般財源	6,540	5,081	6,893	14,036	22,294	27,381	4,074
実績の推移	事項名	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
	準備組合加入者数（人）	49	49	49	49	49	55	70

予算・決算の内訳								
平成26年度（決算）			平成27年度（決算）			平成28年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
報償費	プロポーザル外部委員謝礼	230	委託料	再開発推進・まちづくり構想策定	5,162	需用費	説明会用賄い	15
需用費	プロポーザル外部委員賄い	2	使用料等	会場使用料	1	委託料	都市計画決定図書作成	4,050
委託料	再開発・まちづくり推進	3,402				使用料等 負担金補助等	会場使用料	3
							組合費	6

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		25年度	26年度	27年度	28年度 見込み	目標値 (28年度)	
標	① 再開発事業の進捗状況（%）	20	20	20	20	40	・準備組合設立：20% ・都市計画決定：40%
	②						
	③						

（問題点・課題 指標分析）	<p>【平成28年度に解決すべき問題点・課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・西日暮里一丁目まちづくり構想の策定 ・旧真土小学校跡地の活用方針の確立 ・事業計画の作成 ・検討区域を含む準備組合未加入者の加入促進 <p>【平成29年度以降に取り組むべき問題点・課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市計画決定手続（各種検討、調査及び関係機関との協議を含む。）
	<p>他区の実況</p> <p>（実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区）</p>

問題点・課題の改善策			
	平成27年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度に実施した改善内容および評価	平成28年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	防災都市づくり推進計画に関する関係機関と調整を図り、事業推進する。	東京都と協議を行うとともに、西日暮里一丁目街づくり勉強会を計5回開催し、まちづくり構想の素案を作成した。	西日暮里一丁目まちづくり構想を策定し、災害に強く、安全・安心でにぎわいのあるまちづくりに向けた取組を検討する。
②	施設の関係部署と調整を図り、事業推進する。	旧真土小学校跡地の活用に関する庁内調整を行った。活用方針の確立に向けて、引き続き、庁内における検討を進める必要がある。	旧真土小学校跡地の活用方針を確立し、三河島駅前北地区市街地再開発事業の推進を図る。
③	都市計画決定に向けた事業方針の検討を行う。	検討区域の地権者説明会及び個別ヒアリングを行い、当該区域を含めた再開発を検討することについて、準備組合理事会の了承を得た。	事業計画の作成や検討区域を含む準備組合未加入者の加入促進等を図り、平成29年度の都市計画決定を目指す。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
28年度	29年度	
重点的に推進	重点的に推進	荒川区都市計画マスタープランに基づき、再開発によるにぎわいのある街づくりを推進するとともに、道路の整備をはじめとする西日暮里一丁目地域の防災性の向上や、旧真土小学校跡地を活用した公共・公益施設を整備する必要がある。

況議 （要 旨） 問 状	<ul style="list-style-type: none"> ・平成16年度三定 旧真土小学校跡地の活用について ・平成17年度一定 市街地再開発事業における区内業者の活用について ・平成19年度三定 再開発事業の迅速な立ち上げについて ・平成21年度一定 大規模超高層ビル型の再開発の見直しについて ・平成22年度二定 日暮里・三河島の街づくりについて
--------------------------	--

事務事業分析シート（平成28年度）

No1

主要事業	事務事業コード	10-02-12	戦略プラン	○協働 ●業務 ○財務 ○人事	
事務事業名	三河島駅前南地区市街地再開発事業	部課名	防災都市づくり部防災街づくり推進課	課長名	松崎
		担当者名	加藤・丸山・篠永	内線	2810
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（28年度）	01-04-96	三河島駅南地区事業費補助			
事務事業の種類	○新規事業（○28年度 ○27年度）		●建設事業		○それ以外の継続事業
開始年度	○昭和 ●平成 14年度		根拠	都市再開発法、都市計画法、荒川区市街地再開発事業補助金交付要綱ほか	
終期設定	●有 ○無 27年度		法令等		
実施基準	●法令基準内 ○都基準内 ○区独自基準		計画区分	●計画 ○非計画	
行政評価事業体系	分野	VI	安全安心都市		
	政策	12	利便性の高い都市基盤の整備		
	施策	04	市街地再開発事業等の推進		
目的	JR三河島駅の南側の地域において、市街地再開発事業による土地の高度利用と基盤整備を図るとともに、都市型住宅、商業・業務施設等の効果的な整備を推進し、駅周辺の活性化と防災性の向上等を図る。				
対象者等	<ul style="list-style-type: none"> ・三河島駅前南地区市街地再開発組合（組合設立認可時：地権者12名、権利変換計画認可時：地権者7名） ・参加組員：旭化成不動産レジデンス 株式会社、東急不動産 株式会社 				
内容	<p>【再開発事業の概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所在地：荒川区東日暮里六丁目1番、24番の一部、西日暮里一丁目6番の一部 ・施行者：三河島駅前南地区市街地再開発組合 ・地区面積：約0.5ヘクタール ・総事業費：約141億円 <p>【施設建築物の概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主要用途：共同住宅（327戸）、商業施設、業務施設、駐車場、駐輪場、公共駐輪場（408台） ・規模：地上34階・地下1階、最高高さ約120メートル ・構造：鉄筋コンクリート造（一部鉄骨造） ・敷地面積：約3,807㎡、建築面積：約1,936㎡、延床面積：約36,680㎡ 				
経過	<ul style="list-style-type: none"> ・平成14年度 三河島駅周辺地区事業化推進調査 ・平成15年 1月 まちづくり懇談会発足 ・平成16年 2月 準備組合設立 ・平成20年 6月 都市計画決定 ・平成22年10月 再開発組合設立 ・平成23年 9月 権利変換計画認可 ・平成23年 9月 既存建築物解体除却着工 ・平成24年 3月 施設建築物着工 ・平成25年11月 公共駐輪場着工 ・平成26年 9月 施設建築物竣工 ・平成27年 9月 事業完了 				
必要性	三河島駅前南地区は、荒川区都市計画マスタープランの日暮里拠点の1つであり、再開発によるにぎわいのある街づくりが求められている。当該事業を実施することにより、駅前の活性化や防災性の向上、公共駐輪場の整備による放置自転車対策が図れるなど、必要性は高い。				
実施方法	(1直営) (直営の場合 ●常勤 ○非常勤 ○臨時職員)				

（単位：千円）

予算・決算額等の推移	事項名	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
		予算額	168,600	1,139,600	975,000	1,518,400	434,200	-
①決算額（28年度は見込み）		168,600	968,280	358,700	1,518,400	434,200	-	-
②人件費等		18,312	20,326	24,783	20,793	13,133	4,618	
③減価償却費		6,101	7,464	9,681	8,450	5,527	2,048	
【事務分担量】（%）		210	240	300	250	170	60	
合計（①+②+③）		193,013	996,070	393,164	1,547,643	452,860	6,666	0
特定財源	国							
	都							
	その他							
	一般財源	108,713	454,760	271,034	788,443	235,760	6,666	0
実績の推移	調査等							
	市街地再開発支援補助							
	再開発事業補助（千円）	168,600	968,280	358,600	1,518,400	434,200		
	不動産鑑定委託料（千円）			100				

予算・決算の内訳								
平成26年度（決算）			平成27年度（決算）			平成28年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
負担金補助等	再開発事業費補助	434,200						

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		25年度	26年度	27年度	28年度見込み	目標値(28年度)	
①	再開発事業の進捗状況（%）	96	100	100	100	100	事業段階及び工事の出来高
②							
③							

（問題点・課題 指標分析）	無し（平成27年9月事業完了）						
	他区の実況	（実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区）					

問題点・課題の改善策			
	平成27年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度に実施した改善内容および評価	平成28年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	再開発組合で検討した施設の適切な管理運用方法を管理組合に継承させる。	施設の適切な管理運用に当たり、再開発組合及び管理組合と適宜調整を行った。	無し（平成27年9月事業完了）
②	再開発組合と連携を図り、滞りなく再開発事業を完了させる。	理事会への出席など、再開発組合と連携を図るとともに、東京都との協議を行い、平成27年9月に再開発事業を完了することができた。	無し（平成27年9月事業完了）
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
28年度	29年度	
休止・完了	休止・完了	平成27年9月事業完了

況議 （要 旨） 問 状	<ul style="list-style-type: none"> 平成18年度三定 再開発事業の進捗状況について 平成20年度一定 日暮里・三河島の街づくりについて 平成26年度12月 都市再生整備計画などの策定について 平成27年度 2月 三河島駅前南地区の教訓について 三河島駅前南地区の近隣対応について
--------------------------	---

事務事業分析シート（平成28年度）

No1

主要事業	事務事業コード	10-02-13	戦略プラン	○協働 ●業務 ○財務 ○人事	
事務事業名	西日暮里駅前地区市街地再開発事業	部課名	防災都市づくり部防災街づくり推進課	課長名	松崎
		担当者名	井上、田中	内線	2810
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（28年度）	01-04-02	西日暮里駅前地区事業費補助			
事務事業の種類	○新規事業（○28年度 ○27年度）		●建設事業		○それ以外の継続事業
開始年度	○昭和 ●平成 20年度		根拠	市街地再開発法、都市計画法、荒川区市街地再開発事業化支援補助金交付要綱、他	
終期設定	○有 ●無 年度		法令等		
実施基準	■法令基準内 □都基準内 ■区独自基準		計画区分	●計画 ○非計画	
行政評価事業体系	分野	VI	安全安心都市		
	政策	12	利便性の高い都市基盤の整備		
	施策	04	市街地再開発事業等の推進		
目的	旧道灌山中学校跡地を含む西日暮里駅前について、市街地の土地の合理的かつ健全な高度利用、住環境の整備、都市機能の更新及び駅前の活性化の検討を行い、広域拠点としての街づくりを進める。 なお、安全・安心でにぎわいのあるまちづくりを推進するとともに、地域全体の発展に再開発が果たすべき役割を明確にするため、再開発の検討と並行して西日暮里駅周辺地域のまちづくり構想を策定する。				
対象者等	旧道灌山中学校跡地等の区有地を含む、西日暮里駅に隣接する約2.3haの地区（西日暮里五丁目32～37番及び38番の一部）：西日暮里駅前地区市街地再開発準備組合 まちづくり構想については、西日暮里五丁目交差点を中心とした半径約500mの範囲				
内容	地区の課題を明らかにするとともに、権利者の再開発に対する意識の醸成を図り、西日暮里駅周辺の一体的な街づくりを進める。 1「事業化可能性調査」の実施により地区の現況及び整備課題を明らかにするとともに、再開発事業等の可能性を探る。 2まちづくり勉強会等及び権利者の意向把握調査を行い、再開発等の事業化検討を進める。 3再開発事業実施に向けた検討を行う組織である「市街地再開発準備組合」を設立し、都市計画決定に向けて事業計画の検討を行う。 ・西日暮里駅周辺地域まちづくり構想を策定する。 ・区の市街地再開発事業化支援補助金交付要綱に基づき、準備組合の活動に対して補助金を交付する。				
経過	平成 元年度～8年度 日暮里・舎人線開発に伴う各種調査実施 平成12年度 道灌山中学校跡地利用方針決定 平成18年度 地元有志による街づくり協議会発足 平成19年度 協議会がコンサルタント派遣制度を利用し、勉強会開催 平成20年度 事業化可能性調査実施 平成21年度～24年度 勉強会等及び権利者意向把握の実施 平成25年度 コンサルタント選定プロポーザル実施 準備組合設立に向けた活動の実施 平成26年度 市街地再開発準備組合設立（6月） 事業協力者選定プロポーザル実施【準組】 平成27年度 基本計画設計者選定コンペ実施【準組】				
必要性	平成20年度に行った調査において、本地区の課題と再開発の可能性が示されている。広域拠点として、安全性や快適性、活力の向上を図るため、再開発事業等によって上位計画に整合したまちづくりを進める必要性は高い。				
実施方法	（1直営） （直営の場合 ●常勤 ○非常勤 ○臨時職員） 【事業の流れ】準備組合設立、都市計画決定、組合設立、権利変換計画認可、工事着工、工事完了、組合解散				

（単位：千円）

予算・決算額等の推移		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
	予算額		2,100	2,100	2,100	8,258	5,989	4,002
①決算額（28年度は見込み）		2,079	2,058	2,100	1,959	5,636	4,001	4,002
②人件費等		12,208	8,469	9,500	14,971	14,523	13,083	
③減価償却費				3,711	6,084	6,112	5,802	
【事務分担量】（%）		140	100	115	180	188	170	
合計（①+②+③）		14,287	10,527	15,311	23,014	26,271	22,886	4,002
特定財源の推移	国							
	都							
	その他							
	一般財源	14,287	10,527	15,311	23,014	26,271	22,886	4,002
実績の推移	事項名	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
	まちづくり勉強会等委託（千円）	2,079	2,058	2,100	1,890	—	—	—
	再開発事業化支援補助（千円）	—	—	—	—	3,702	4,000	4,000
	まちづくり構想策定委託（千円）	—	—	—	—	1,933	—	—

予算・決算の内訳								
平成26年度（決算）			平成27年度（決算）			平成28年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
委託料	まちづくり構想策定業務委託	1,933	負担金補助等	再開発事業化支援補助等	4,001	負担金補助等	再開発事業化支援補助等	4,002
	負担金補助等	3,703						

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		25年度	26年度	27年度	28年度見込み	目標値(28年度)	
①	再開発事業等の進捗状況（%）	10	20	20	20	20	再開発事業の進展段階に応じて、準備組合の設立を20%とする。
②							
③							

（問題点・課題分析）	【平成28年度解決すべき問題点・課題】
	<ul style="list-style-type: none"> 具体的な事業計画の検討、関係者との協議 権利者の再開発への関心を高め、住民主体の再開発を実施 権利者意向の把握と方向性の統一を図り、事業区域を決定 状況に応じた西日暮里駅周辺地域まちづくり構想の改訂
他区の実況	【平成29年度以降に取り組むべき問題点・課題】
	<ul style="list-style-type: none"> 都市計画決定に向けた協議
	（実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区）

問題点・課題の改善策			
	平成27年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度に実施した改善内容および評価	平成28年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	公益施設の活用方針に基づき、準備組合と協議しながら具体的な計画等を検討する。	まちづくり構想に示した公益施設の整備方針に基づき、ポリウム素案のたたき台を作成した。	公益施設の整備について具体的に検討を行うとともに、それを基本計画素案に反映させる。
②	事業計画を検討し、権利者の意向を把握して事業区域を決定する。また、都市計画決定に向けた協議を行う。	都市計画や交通計画に関する協議を開始した。	都市基盤整備案を作成し関係機関と協議を進める。また、基本計画素案を基に権利者の意向を把握し、事業区域を決定する。
③	準備組合及び事業コンサルタント、事業協力者に対して、指導・助言を行う。	準備組合、事業コンサルタント、事業協力者等と、定期的に会議の場を設け、指導助言を行った。	準備組合及び事業関係者と定期的に会議の場を設け、指導・助言を行う。また、議会の意見を把握し、検討に反映させる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
28年度	29年度	
重点的に推進	重点的に推進	準備組合を設立して事業の検討を進め、地域の防災性の向上や駅周辺の活性化を図る必要がある。

況議 （要 質 問 状）	○H21一定	西日暮里駅前再開発について
	○H25三定	公共施設の老朽化対策と再開発との連携について
	○H26九月	西日暮里駅周辺の環境改善について

事務事業分析シート（平成28年度）

No1

主要事業	事務事業コード	10-02-14	戦略プラン	○協働 ●業務 ○財務 ○人事	
事務事業名	ブロック塀等撤去助成事業	部課名	防災都市づくり部防災街づくり推進課	課長名	村山
		担当者名	岩本、田中、恩田、熊谷	内線	2827
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（28年度）	01-09-04	ブロック塀等撤去助成事業費			
事務事業の種類	○新規事業（○28年度 ○27年度）		○建設事業 ●それ以外の継続事業		
開始年度	○昭和 ●平成 21年度		根拠	荒川区ブロック塀等撤去事業制度要綱	
終期設定	○有 ●無 年度		法令等		
実施基準	○法令基準内 ○都基準内 ●区独自基準		計画区分	○計画 ●非計画	
行政評価事業体系	分野	VI	安全安心都市		
	政策	11	防災・防犯のまちづくり		
	施策	03	災害に強いまちづくりの推進		
目的	震度5強程度の地震により倒壊のおそれがあり、道路等に面する危険なブロック塀等の改修工事に係る費用の一部を助成することにより、通行人等の地震時の安全性を向上し、もって安全で安心して住める災害に強い街づくりを推進することを目的とする。				
対象者等	危険度D（平成20年度の実態調査結果）のブロック塀等の所有者・管理者等（平成27年度末時点：86件）				
内容	1 助成対象ブロック塀等 道路に面する危険なブロック塀等（高さ1.2m超） 2 助成内容 助成金は、撤去工事費の2/3、ただし1m当たり6,000円を上限とする。 3 普及啓発活動 助成対象となるブロック塀等の所有者・管理者に対し普及啓発活動を行う。 方法：戸別訪問形式 平成20年度調査結果概要〔（財）全国建築コンクリートブロック工業会基準による。〕 危険度A 2,386件（53.6%）安全である。 危険度B 1,258件（28.3%）一応安全である。 危険度C 575件（12.9%）注意を要する。 危険度D 234件（5.2%）危険である。 合計 4,453件（100.0%）				
経過	平成20年度 ブロック塀等の実態調査 平成21年7月 荒川区ブロック塀等の改修助成金交付要綱制定 平成21年7月～9月 ブロック塀等の改修促進業務委託実施 平成25年9月 荒川区ブロック塀等の改修助成金交付要綱一部改正（→荒川区ブロック塀等撤去助成事業制度要綱、事務処理の効率化） 平成22～27年度 職員による普及啓発活動実施				
必要性	大規模な地震時にブロック塀等が倒壊し、通行人等に危害を及ぼすことがないように道路に面する危険なブロック塀等を早急に改善する必要がある。				
実施方法	（1直営） （直営の場合 ●常勤 ●非常勤 ○臨時職員） 助成金内定申請→審査→助成金交付内定→撤去工事着手→撤去工事完了→助成金交付申請→審査→助成金交付決定→助成金交付				

（単位：千円）

予算・決算額等の推移		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
	予算額		2,056	928	928	603	503	403
①決算額（28年度は見込み）		128	158	0	143	0	185	203
②人件費等		2,616	2,541	1,239	832	773	1,074	
③減価償却費		872	933	484	338	325	683	
【事務分担量】（%）		30	30	15	10	10	20	
合計（①+②+③）		3,616	3,632	1,723	1,313	1,098	1,942	203
特定財源	国							
	都							
	その他							
	一般財源	3,616	3,632	1,723	1,313	1,098	1,942	203
実績の推移	事項名	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
	相談件数	14	36	9	9	4	5	5
	改善件数	10	32	9	70	14	3	3
	実績件数	1	3	0	4	1	2	2

予算・決算の内訳								
平成26年度（決算）			平成27年度（決算）			平成28年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
需用費	消耗品費（チラシ代）	0	需用費	消耗品費（チラシ代）	0	需用費	消耗品費	3
負担金補助等	補助金	0	負担金補助等	補助金	185	負担金補助等	補助金	200

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		25年度	26年度	27年度	28年度見込み	目標値(28年度)	
標	① 危険なブロック塀の改善率（数）（%）	58	58	62	66	66	危険なブロック塀数（234箇所）
	② 危険なブロック塀の改善率（長さ）（%）	62	66	69	76	76	危険なブロック塀延長（2,410.9m）
	③						

（問題点・課題 指標分析）	<ul style="list-style-type: none"> ・首都直下地震等による道路閉塞を防止するため、危険なブロック塀等の撤去は早急に実施する必要がある。そのため、普及啓発を確実に行うことにより、撤去工事への誘導を図る。 ・空家の増加に伴い、管理が行き届かないことによるブロック塀の老朽化が懸念される。 ・狭あい道路等に面するなど、建物建替え時でないで撤去、改修が困難なブロック塀が多く、改善が進まない原因の一つとなっている。
	他区の実況 （実施 5 区 未実施 17 区 不明 0 区） 実施区…文京区、台東区、豊島区、足立区、江戸川区

問題点・課題の改善策			
	平成27年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度に実施した改善内容および評価	平成28年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	リーフレット、ホームページ、区報等による周知徹底に取り組む。	周知を実施したが、事業による撤去が2件に留まった。	熊本地震の実例等を加えた掲載内容に再編することで、撤去を促進する。
②	Dランクのブロック塀等に対し、戸別訪問を実施する。	戸別訪問の結果、改修してDランクの状態から改善させたものも見られた。	ダイレクトメール等により戸別の周知の機会を増やす。
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
28年度	29年度	
推進	推進	震災時における通行人等の安全性の確保のため、本事業の必要性は高い。

況議 （要 旨） 会 質 問 状	
------------------------------------	--

事務事業分析シート（平成28年度）

No1

主要事業	●	事務事業コード	10-02-15	戦略プラン	○	協働	●	業務	○	財務	○	人事
事務事業名	老朽空家住宅除却助成事業			部課名	防災都市づくり部防災街づくり推進課			課長名	村山			
		担当者名	岩本、田中、恩田、熊谷			内線	2827					
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（28年度）	01-09-05		老朽空家住宅除却助成事業費									
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 28年度 ○ 27年度）			○ 建設事業			● それ以外の継続事業					
開始年度	○ 昭和 ● 平成 24年度			根拠	空家等対策の推進に関する特別措置法							
終期設定	○ 有 ● 無 年度			法令等	荒川区老朽空家住宅除却助成事業制度要綱							
実施基準	○ 法令基準内 ○ 都基準内 ● 区独自基準			計画区分	○ 計画			● 非計画				
行政評価事業体系	分野	VI 安全安心都市										
	政策	11 防災・防犯のまちづくり										
	施策	03 災害に強いまちづくりの推進										
目的	危険な老朽空家住宅の除却工事に係る費用の一部を助成することにより、大地震時の安全性を向上させ、もって安全で安心して住める災害に強い街づくりを推進することを目的とする。											
対象者等	危険な老朽空家住宅の所有者（個人又は中小企業） ※不動産販売、不動産貸付又は駐車場業等を営む方が業務のために行う除却は、対象外											
内容	1 老朽空家住宅除却助成事業 (1) 助成対象建築物 ・ 1年以上使用されていないことが確認できること ・ 住宅部分の面積が2分の1以上あること ・ 昭和56年5月31日以前に建築されていること ・ 区の現場調査等により倒壊等のおそれがあると診断されたこと (2) 助成金額：除却工事費の1/2（限度額50万円） 2 危険老朽空家住宅除却助成事業の導入（平成28年度から32年度まで） ・ 不燃化特区を除いた区全域 ・ 特定空家等又は危険性が著しく高い老朽空家 ・ 消費税を除く除却費用の全額（限度額24,000円/㎡）											
経過	平成24年5月1日 荒川区老朽空家住宅除却助成金交付要綱制定 平成26年3月31日 荒川区老朽空家住宅除却助成金交付要綱一部改正 （→荒川区老朽空家住宅除却助成事業制度要綱、事務処理の効率化） 平成27年3月31日 荒川区老朽空家住宅除却助成金交付要綱一部改正（助成率及び限度額の引下げ）											
必要性	倒壊や瓦の落下、外壁の崩落など、危険な老朽空家住宅が引き起こす被害から区民等を守るために必要であり、大地震が近々に発生すると予想されていることから緊急性も高い。											
実施方法	（1直営） （直営の場合 ● 常勤 ● 非常勤 ○ 臨時職員） 助成金内定申請→審査→助成金交付内定→老朽空家住宅の除却工事→除却工事完了→補助金交付申請→審査→助成金交付決定→補助金交付											

（単位：千円）

予算・決算額等の推移	22年度								23年度								24年度								25年度								26年度								27年度								28年度									
	予算額	-								-								20,826								20,158								20,150								18,417								24,710								
①決算額（28年度は見込み）	-								-								8,745								16,490								4,113								17,363								24,710									
②人件費等	-								-								1,239								1,248								6,829								1,763																	
③減価償却費	-								-								484								507								3,576								1,195																	
【事務分担量】（%）	-								-								15								15								110								35																	
合計（①+②+③）	0								0								10,468								18,245								14,518								20,321								24,710									
特定財源の推移	国																																																									
	都																																																									
	その他																																																									
	一般財源	0								0								10,468								18,245								14,518								20,321								24,710								
実績の推移	事項名		22年度								23年度								24年度								25年度								26年度								27年度								28年度							
	相談件数		-								-								36								29								15								27								24							
	現場調査件数		-								-								28								27								15								27								24							
	実績件数		-								-								12								21								10								14								8							

予算・決算の内訳								
平成26年度（決算）			平成27年度（決算）			平成28年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
報償費	現場調査	0	委託料	空家実態調査委託	8,532	報償費	協議会委員報償	688
負担金補助等	補助金	4,113	負担金補助等	補助金	8,831	需用費	協議会賄い	22
						負担金補助等	補助金	24,000

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		25年度	26年度	27年度	28年度見込み	目標値(28年度)	
標	① 危険な老朽空家住宅の除却（件）	21	10	14	8	8	平成27年度空き家実態調査除却を促進すべき空き家 179棟
	② 不燃化特区区域外の危険な老朽空家住宅の除却率（％）				6	6	平成27年度空き家実態調査除却を促進すべき空き家 179棟
	③						

（問題点・課題分析）	<ul style="list-style-type: none"> ・老朽空家住宅は、何年も放置され管理されていないものが多いため、年々危険度が増していく。老朽空家住宅の除却を促進させるため、まず建物所有者にこの制度を知ってもらい、利用を促す必要がある。 ・空家等対策の推進に関する特別措置法の施行により、区民の空家管理に対する関心と、行政に対する期待が高まっている。
	他区の実況 （実施 6 区 未実施 16 区 不明 0 区） 実施区 台東区、江東区、豊島区、北区、足立区、葛飾区（いずれも空家住宅に限らない老朽建築物が対象）

問題点・課題の改善策			
	平成27年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度に実施した改善内容および評価	平成28年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	助成額の引下げもあったので、引き続きリーフレット、ホームページ、区報掲載などにより事業の情報を発信していく。	助成額の引下げがあったにも関わらず、老朽空家所有者の問題意識が高まっていることもあり、事業実績が上がっている。	27年度実施の空き家実態調査により、除却していくべき空き家の所有者が把握できたので、個別にアプローチを実施していく。
②	借地権の消滅や土地の固定資産税が上がる等の事情で、除却できずにいる問題がある。	不燃化特区のように除却後の固定資産税減免制度がないため、改善できない状況である。	区が必要とする土地であれば、取得する等をして税負担をなくせるよう、権利関係者へ働きかけていく。
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
28年度	29年度	
推進	重点的に推進	空き家対策を総合的に強化して取り組む。

況議 （要 旨） 問 状	○H23二定 空地・空家等適正管理に関する条例の制定について ○H276月会議 荒川区の強靱化のための安全な街づくりについて ○H276月会議 空き家対策推進特別措置法施行にともなう区の対策強化 ○H279月会議 危険度の高い地域の空き家対策の促進 ○H272月会議 不燃化特区事業と特定空家特措法について
--------------------------	---

事務事業分析シート（平成28年度）

No1

主要事業	事務事業コード	10-02-16	戦略プラン	○協働	●業務	○財務	○人事
事務事業名	永久水利整備事業	部課名	防災都市づくり部防災街づくり推進課	課長名	能見	担当者名	大沼
				内線	2821		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（28年度）	01-11-01	永久水利整備事業費					
事務事業の種類	○新規事業（○28年度 ○27年度）			●建設事業		○それ以外の継続事業	
開始年度	○昭和 ●平成 25年度		根拠				
終期設定	○有 ●無		法令等				
実施基準	○法令基準内 ○都基準内 ●区独自基準		計画区分	●計画		○非計画	
行政評価事業体系	分野	VI	安全安心都市				
	政策	11	防災・防犯のまちづくり				
	施策	02	防災基盤の整備				
目的	区内の約6割を占める木造住宅密集地域において、「災害でひとりの犠牲者も出さない安全安心の街づくり」を実現するため、地震等に伴う同時多発的かつ広範の火災の発生に迅速に対応し、延焼防止を図るため、災害時にも有効に機能する隅田川の河川水や地下水を活用した永久水利を整備する。						
対象者等	区民、防災区民組織、中学校防災部、防災関係機関						
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・永久水利は、隅田川の河川水や地下水など枯渇することのない水源を確保するハード面の整備とともに、その水源を活用して、地域住民が中心となって行う消火・送水ネットワーク体制が構築するソフト面からなる、地域消火システムである。 ・まず枯渇しない水源を確保する方法として、 <ol style="list-style-type: none"> ① 約8キロメートルにわたって隅田川に接している地の利を生かした河川水 ② 隅田川から離れた地域では、安定した水量を確保することができる地下水（深井戸）を活用し、それを取水するための施設を整備する。 ・その水源を効果的に使用し初期消火活動につなげるため、複数の防災区民組織が連携し、各組織が持つ可搬消防ポンプなどを活用して、消防団員の指導のもと広域的に消火活動を行う送水ネットワークを構築する。 						
経過	<p>平成25年 2月 学識経験者、警察、消防等の関係機関、町会等で構成する「荒川区永久水利整備活用推進協議会を設置」</p> <p>平成26年 3月 あらかわ遊園永久水利施設（河川水：区内第1号）</p> <p>平成27年 7月 荒川公園永久水利施設（地下水）</p> <p>平成28年 3月 日暮里公園永久水利施設（地下水）</p> <p>防災課による整備（可搬ポンプ方式）</p> <p>平成26年11月 尾久の原公園永久水利施設（河川水）</p> <p>平成27年11月 南千住六丁目スーパー堤防永久水利施設（河川水）</p>						
必要性	荒川区は地震に関する地域危険度（総合）4～5の地域を多く抱えていると共に、首都直下地震発生時における断水率が高いため、災害時にも有効に機能する水利を整備する必要がある。						
実施方法	（2一部委託）（直営の場合 ○常勤 ○非常勤 ○臨時職員） 赤土小学校永久水利施設深井戸設備設計委託						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
	予算額		—	—	—	170,293	65,525	171,746
①決算額（28年度は見込み）		—	—	—	146,707	56,848	136,132	146,261
②人件費等		—	—	—	3,327	2,318	3,078	
③減価償却費		—	—	—	1,352	975	1,365	
【事務分担量】（%）		—	—	—	40	30	40	
合計（①+②+③）		0	0	0	151,386	60,141	140,575	146,261
特定財源の推移	国							
	都							
	その他							
	一般財源	0	0	0	151,386	60,141	140,575	146,261
実績の推移	事項名	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
	永久水利の整備箇所	—	—	—	1	1	3	1

予算・決算の内訳								
平成26年度（決算）			平成27年度（決算）			平成28年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
委託料	設計業務委託	6,680	需用費	軽油購入費等	74	需用費	軽油購入費等	243
工事請負費	永久水利整備工事	50,168	委託料	設計業務委託等	13,600	委託料	設計業務委託等	19,141
			工事請負費	永久水利整備工事	122,458	工事請負費	永久水利整備工事	126,877

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		25年度	26年度	27年度	28年度見込み	目標値(28年度)	
標	① 永久水利の整備箇所	1	2	5	6	6	候補地15カ所（基本計画より）
	②						
	③						

（問題点・課題分析）	区内全地区に永久水利施設を整備したが、施設からの距離が離れた場所にもまだ地域危険度が4・5の地域があるため、その地域への対策について検討を進める必要がある。
	（実施 0 区 未実施 22 区 不明 0 区）
他区の実況	

問題点・課題の改善策			
	平成27年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度に実施した改善内容および評価	平成28年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	施設管理、運用等の役割分担について、関係各課での調整を進める。	関係各課や、東京消防庁との協議により、永久水利施設は消防水利として指定された。	施設の運用体制がわかりにくいこともあり、その解消に向けた検討を進める。
②			
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
28年度	29年度	
重点的に推進	重点的に推進	首都直下地震の切迫性から、災害に強い街づくりを実現するために必要不可欠な事業である。

況議 （要 旨） 問 状	H26・9月 今すぐやるべき防災対策について（都の責任で荒川区の深井戸整備を） H26・11月 日暮里のまちづくりについて（明治通り南側で危険度の高い地域に深井戸の整備）
--------------------------	--

事務事業分析シート（平成28年度）

No1

主要事業	事務事業コード	10-02-17	戦略プラン	○協働 ●業務 ○財務 ○人事	
事務事業名	不燃化特区整備促進事業	部課名	防災都市づくり部防災街づくり推進課	課長名	能見
		担当者名	大沼・大内・岩本・松田	内線	2829
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（28年度）	01-12-01	不燃化特区整備促進事業費			
	01-12-02	防災スポット整備事業費			
事務事業の種類	○新規事業（○28年度 ○27年度）		○建設事業 ●それ以外の継続事業		
開始年度	○昭和 ●平成 25年度		根拠	不燃化特区制度要綱、密集市街地における防災	
終期設定	●有 ○無 32年度		法令等	街区の整備の促進に関する法律	
実施基準	○法令基準内 ●都基準内 ○区独自基準		計画区分	●計画 ○非計画	
行政評価事業体系	分野	VI	安全安心都市		
	政策	11	防災・防犯のまちづくり		
	施策	03	災害に強いまちづくりの推進		
目的	東京都の木密地域不燃化10年プロジェクトにおける不燃化特区に指定された「荒川二・四・七丁目地区」及び「町屋・尾久地区」において、密集事業における主要生活道路や公園等の整備等の推進に加え、地域の不燃化を促進する重点的かつ集中的な取り組みを実施することで、木密地域の改善を一段と加速させ、燃えない・燃え広がらない災害に強い街づくりを推進する。				
対象者等	荒川二・四・七丁目地区及び町屋・尾久地区 ・老朽家屋の除却及び個別建替、共同建替等を行う建築主 ・主要生活道路の拡幅整備事業等に係る権利者又は沿道建替等の建築主				
内容	①避難経路の確保、消防活動の円滑化のため主要生活道路を幅員6mへと整備を推進する。 ②オープンスペース確保のため、公園等を整備し、防災活動拠点の形成を図る。 ③夜間にも対応する相談ステーションの設置や、地域で専門的な相談を行う住まいの相談会を開催するなど、相談活動を強化し地区内の建替えを促進する。 ④共同建替え等を行う建築主に対して、除却費、設計費、共同施設整備費等の一部を助成する。 ⑤建物除却に対する助成制度により、老朽木造建物の除却を促進する。 ⑥準耐火建築物以上の住宅に対する助成制度により、不燃化建替えを促進する。 ⑦主要生活道路沿道にて建替を行う建築主に対して、除却費、設計費、外壁等の共同施設整備費の一部を助成する。 ⑧防災まちづくり連絡会等の住民組織の活動を支援するとともに、地域のまちづくり意識を啓発して、まちの課題の共有化を図ると共に、地区計画の策定を進める。				
経過	不燃化特区 ・荒川二・四・七丁目地区（48.5ha） 平成25年4月12日 先行実施地区整備プログラムの認定 平成25年4月26日 不燃化推進特定整備地区（不燃化特区）の指定 ・町屋・尾久地区（242.6ha） 平成26年4月1日 整備プログラム認定、不燃化推進特定整備地区（不燃化特区）の指定 密集事業 ・荒川二・四・七丁目地区（H27.3社会資本総合整備計画提出：現行整備期間～H31）48.5ha ・町屋・尾久地区（H27.3社会資本総合整備計画提出：現行整備期間～H31）242.6ha （平成27年4月 密集住宅市街地整備促進事業と統合）				
必要性	当地区は、狭あい道路や狭小敷地の木造建物が多く、災害時における地域危険度（「第7回地域危険度測定調査」：東京都）が概ね4～5と判定されている。そのため、地域の改善に資する事業を重層的に活用し、木密地域である本地域の防災性及び住環境の向上を図る必要がある。				
実施方法	（2一部委託）（直営の場合 ○常勤 ○非常勤 ○臨時職員） ○防災まちづくりの効果をあげるため、住民活動組織を育成・支援するとともに、地区住民への個別訪問その他の方法により防災意識の啓発と不燃化建築物への建替え誘導を行う。				

（単位：千円）

予算・決算額等の推移		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
	予算額		—	—	—	48,428	701,349	888,869
①決算額（28年度は見込み）		—	—	—	24,422	158,803	577,031	752,526
②人件費等		—	—	—	17,708	24,301	105,893	
③減価償却費		—	—	—	8,078	10,728	51,707	
【事務分担量】（%）		—	—	—	239	330	1,515	
合計（①+②+③）		0	0	0	50,208	193,832	734,631	752,526
特定財源	国							
	都							
	その他							
一般財源		0	0	0	50,208	193,832	734,631	752,526
実績の推移	事項名	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
	老朽建築物除却（特区制度）（棟）	—	—	—	0	8	42	55
	建替促進助成（特区制度）（棟）	—	—	—	0	8	44	75
	公園等の整備（箇所）	2	0	1	2	2	4	6
	優先整備路線の整備（箇所）	6	5	4	6	8	17	20

予算・決算の内訳								
平成26年度（決算）			平成27年度（決算）			平成28年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
需用費	消耗品購入等	127	報酬	推進員報酬	2,549	報酬	推進員報酬	2,724
役務費	ステーション電話	1,422	共済費	推進員社会保険料	332	共済費	推進員社会保険料	391
委託料	事業推進活動委託	125,972	報償費	専門家派遣報償	182	報償費	専門家派遣報償	1,040
工事請負費	解体工事費	14,604	旅費	折衝等旅費	83	旅費	折衝等旅費	463
負担金補助等	建設事業補助金	16,677	需用費	パンフレット作成等	440	需用費	パンフレット作成等	717
			役務費	ステーション電話	1,421	役務費	ステーション電話	2,503
			委託料	推進活動、測量等	120,556	委託料	推進活動、測量等	212,027

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		25年度	26年度	27年度	28年度 見込み	目標値 (28年度)	
標	① 不燃領域率（荒川二・四・七丁目）（%）	61.5	62.5	63.5	65	65	土地面積に対する耐火・準耐火建築、空地等の比率
	② 不燃領域率（町屋・尾久）（%）	58.3	58.7	59.6	62	62	土地面積に対する耐火・準耐火建築、空地等の比率
	③						

（問題点・課題 指標分析）	<ul style="list-style-type: none"> ・建替えをしない理由として、資金不足や高齢による建替え意欲の低下が大きな要因となっている。 ・老朽建物の除却については、資金の問題、固定資産税等の増加、権利関係の輻輳等であり、除却費の支援、過大となる税負担へ対応、専門家のサポートなどが課題である。 ・一定の広さの用地取得だけでなく、防災上有効な空地としての活用が見込まれる小規模な用地も取得し、さらなるオープンスペースの確保を図っていくことが必要である。 ・不燃化特区の事業についての周知を積極的に行っているが、実際に老朽木造建築物の建替えや除却の促進につながるよう、権利者の意識醸成をさらに図っていくことが必要である。
	他 施 区 状 況 の 実 （実施 18 区 未実施 4 区 不明 0 区） 53地区 約3,100ha

問題点・課題の改善策			
	平成27年度に取り組む 具体的な改善内容	平成27年度に実施した 改善内容および評価	平成28年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	危険老朽空き家ゼロ作戦を実施するとともに、27年度も引き続き各戸訪問・出前説明会の開催に加え、住まいの相談会を拡充する。	除却事業の実績が上がっている。また、住まいの相談会の開催を年間5回に拡充し、各回の来場者数も確実に増加している。	引き続き、危険老朽空き家ゼロ作戦を実施するとともに、各戸訪問等で得た情報を活用し、ターゲットを絞った事業推進活動を行う。
②	優先整備路線のうち、4つの路線を「重点整備路線」と位置付け、早期の整備を目指す。	「重点整備路線」の早期整備を進めるために、用地取得を主業務とする「用地係」を新設し、体制の強化を図った。（整備144.7m）	引き続き、「重点整備路線」の早期の整備を目指す。
③	公園、広場等の隣接地を積極的に用地取得を行うとともに、小規模な用地を取得し、「防災スポット」として整備を進めていく。	用地取得により、公園等の拡張整備を3件行った。（約770㎡）	用地情報を積極的に収集し取得につなげるとともに、民間未利用地を無償借受けし、防災スポットとしての整備を進める。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
28年度	29年度	
重点的に推進	重点的に推進	木密地域の改善を一段と加速させるため、密集事業や不燃化促進事業とも連携し、本事業を重点的に推進する。

況 議 会 質 問 状 （ 要 旨 ）	H25・4定：町屋地域の発展に向けて（町屋二・三・四丁目の整備対策）
	H26・1定：不燃化十年プロジェクト地域の「旧耐震基準木造老朽家屋」の建て替え促進について
	H26・9月：不燃化特区整備プログラムの、平成32年度までの取り組みについて
	H27・9月：補助90号線拡幅について
	H28・2月：災害対策、街づくりについて

事務事業分析シート（平成28年度）

No1

主要事業	事務事業コード	10-02-18	戦略プラン	○協働	●業務	○財務	○人事
事務事業名	都市計画道路用地取得事務	部課名	防災都市づくり部防災街づくり推進課	課長名	村山	担当者名	笠原
							2851
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（28年度）	01-07-01	都市計画道路用地取得事務費					
事務事業の種類	○新規事業（○28年度 ○27年度）			○建設事業		●それ以外の継続事業	
開始年度	○昭和 ●平成		22年度	根拠	東京都土地評価事務処理要領		
終期設定	●有 ○無		28年度	法令等	東京都の事業の施行に伴う損失補償基準等		
実施基準	●法令基準内 ○都基準内 ○区独自基準			計画区分	●計画 ○非計画		
行政評価事業体系	分野	VI	安全安心都市				
	政策	12	利便性の高い都市基盤の整備				
	施策	02	都市計画道路の整備				
目的	都市計画道路用地の取得を円滑かつ正確に行うことを目的とし、土地鑑定評価や物件調査・算定等の委託等を行う。						
対象者等	都市計画道路用地の土地所有者・借地権者・借家人等						
内容	<p>【土地鑑定評価委託】 土地の評価額は荒川区財産価格審議会において決定されるが、その参考とするため不動産鑑定士に、土地鑑定評価を委託する。</p> <p>【物件調査算定委託】 用地の取得により生じる損失の調査及び補償額の算定を委託する。 なお、補償額については、荒川区損失補償調査委員会等により決定される。</p>						
経過	<p>【進行中の都市計画道路事業の経過】</p> <p>①都市計画道路321号線（事業期間平成10年度～平成30年度） 平成8年4月8日 都市計画決定 平成10年8月13日 第一期整備区間事業認可 平成14年10月15日 第二期整備区間事業認可</p> <p>②都市計画道路331号線（事業期間平成22年度～平成28年度） 平成14年8月8日 都市計画決定 平成22年5月10日 事業認可</p> <p>※平成27年4月1日本事業は経理課から防災街づくり推進課に移管。</p>						
必要性	街づくりの根幹を担う都市計画道路の整備は、地域の活性化、交通渋滞や事故の減少、経済効果、防災性の向上等に大きく寄与するものである。また、整備事業の中で用地取得は、重要な要素となっている。						
実施方法	（2一部委託）（直営の場合 ○常勤 ○非常勤 ○臨時職員） 用地買収における折衝業務等は直営で実施。土地鑑定評価や物件調査・算定については専門業者に委託。						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	
予算額	—	—	—	—	—	5,567	5,357	
①決算額（28年度は見込み）	—	—	—	—	—	2,215	5,357	
②人件費等	—	—	—	—	—	7,213		
③減価償却費	—	—	—	—	—	4,437		
【事務分担量】（%）	—	—	—	—	—	130		
合計（①+②+③）	0	0	0	0	0	13,865	5,357	
特定財源	国							
	都							
その他								
一般財源	0	0	0	0	0	13,865	5,357	
実績の推移	事項名	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
	取得契約件数（件）	0	7	11	10	16	6	14
	取得面積（㎡）	0	308.99	294.60	462.60	659.85	424.91	285.07
※28年度については見込みを含む								

予算・決算の内訳								
平成26年度（決算）			平成27年度（決算）			平成28年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
			役務費	土地鑑定料	400	役務費	土地鑑定料	1,289
			委託料	物件調査算定委託	1,815	委託料	物件調査算定委託	4,068

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		25年度	26年度	27年度	28年度見込み	目標値(28年度)	
標	① 都市計画道路331号線用地取得率（%）	27	45	56	64	64	公社取得面積/取得予定面積(3,762.09㎡)
	②						
	③						

問題点・課題 (指標分析)	すでに事業にご協力いただいた土地所有者等の権利者は、本都市計画道路の完成を待っており、できるだけ早期に用地取得を完了する必要がある。 また同時に、残る用地の円滑な取得のためには、権利者の生活再建のサポートが必要不可欠であり、今後も重点的に丁寧に行っていかなければならない。
	他区の実況 (実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)

問題点・課題の改善策			
	平成27年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度に実施した改善内容および評価	平成28年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	今後も円滑に用地取得が進むよう、権利者の生活再建を重視し折衝を行う。	用地取得に対する権利者の不安や問題点を聞き取り、対応することで、円滑に用地取得を行った。	用地取得の早期完了を目指すとともに、丁寧な折衝を続け、権利者の生活再建を重視し、業務にあたる。
②			
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
28年度	29年度	
重点的に推進	重点的に推進	区の計画を踏まえ、取組みを強化し、重点的に推進する。

況 (要旨)	議 会 質 問 状
-----------	-----------------------

事務事業分析シート（平成28年度）

No1

主要事業	事務事業コード	10-02-19	戦略プラン	○協働 ●業務 ○財務 ○人事	
事務事業名	都市計画公園用地取得事務	部課名	防災都市づくり部防災街づくり推進課	課長名	村山
		担当者名	笠原	内線	2851
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（28年度）	01-05-01	都市計画公園用地取得事務費			
事務事業の種類	○新規事業（○28年度 ○27年度）		○建設事業 ●それ以外の継続事業		
開始年度	○昭和 ●平成	19年度	根拠	東京都土地評価事務処理要領	
終期設定	●有 ○無	32年度	法令等	東京都の事業の施行に伴う損失補償基準等	
実施基準	●法令基準内 ○都基準内 ○区独自基準		計画区分	●計画 ○非計画	
行政評価事業体系	分野	IV	環境先進都市		
	政策	08	良好で快適な生活環境の形成		
	施策	01	緑とうるおい豊かな生活環境づくり		
目的	都市計画公園用地の取得を円滑かつ正確に行うことを目的とし、土地鑑定評価や物件調査・算定等の委託等を行う。				
対象者等	都市計画公園用地の土地所有者・借地権者・借家人等				
内容	<p>【土地鑑定評価委託】 土地の評価額は荒川区財産価格審議会において決定されるが、その参考とするため不動産鑑定士に、土地鑑定評価を委託する。</p> <p>【物件調査算定委託】 用地の取得により生じる損失の調査及び補償額の算定を委託する。 なお、補償額については、荒川区損失補償調査委員会等により決定される。</p>				
経過	<p>【進行中の都市計画公園事業の経過】 都市計画公園宮前公園（事業期間平成19年度～平成32年度）</p> <p>昭和32年12月 都市計画決定 平成19年10月17日 事業認可 平成27年1月29日 事業計画変更認可 平成27年12月16日 事業計画変更認可</p>				
必要性	安心で快適な魅力ある街づくりにおいて都市計画公園の整備は必要不可欠なものである。また、整備事業の中で用地取得は重要な要素となっている。				
実施方法	（2一部委託）（直営の場合 ○常勤 ○非常勤 ○臨時職員） 用地買収における折衝業務等は直営で実施。土地鑑定評価や物件調査・算定については専門業者に委託。				

（単位：千円）

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	
予算額	—	—	—	—	—	12,532	10,535	
①決算額（28年度は見込み）	—	—	—	—	—	7,417	10,535	
②人件費等	—	—	—	—	—	6,604		
③減価償却費	—	—	—	—	—	3,754		
【事務分担量】（%）	—	—	—	—	—	110		
合計（①+②+③）	0	0	0	0	0	17,775	10,535	
特定財源	国							
	都							
	その他							
一般財源	0	0	0	0	0	17,775	10,535	
実績の推移	事項名	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
	取得契約件数（件）	—	—	—	—	—	5	2
	取得面積（㎡）	—	—	—	—	—	2,683.72	9,847.24
※28年度については見込みを含む								

予算・決算の内訳								
平成26年度（決算）			平成27年度（決算）			平成28年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
			役務費	土地鑑定料	599	役務費	土地鑑定料	495
			委託料	物件調査算定委託	6,818	委託料	物件調査算定委託	10,040

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		25年度	26年度	27年度	28年度見込み	目標値(28年度)	
標	① 都市計画公園宮前公園用地（認可H27.1）取得率（%）	-	-	100	-	-	公社取得面積/取得予定面積（2,664.7㎡）
	② 都市計画公園宮前公園用地（認可H27.12）取得率（%）	-	-	-	100	100	公社取得面積/取得予定面積（9,847.24㎡）
	③						

（問題点・課題分析）	用地取得にあたっては、権利者の生活再建のサポートが必要不可欠であり、今後も重点的に行っていかなければならない。
	（実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区）
他区の実況	

問題点・課題の改善策			
	平成27年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度に実施した改善内容および評価	平成28年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	平成27年度より具体的な用地取得に取り組むが、円滑に用地取得が進むよう、権利者の生活再建を重視し、折衝を行う。	権利者に事業を理解していただき、平成27年1月に認可を得て折衝を行っていた全用地については取得を完了した。	平成27年12月に認可を得た用地については、権利者の生活再建及びその他の課題について丁寧な折衝を行う。
②			
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
28年度	29年度	
重点的に推進	重点的に推進	区の計画を踏まえ、取り組みを強化し、重点的に推進する。

況議 （要 会 質 問 状	
------------------------------	--

事務事業分析シート（平成28年度）

No1

主要事業	事務事業コード	10-02-20	戦略プラン	○協働	●業務	○財務	○人事
事務事業名	被災者生活再建支援事業	部課名	防災都市づくり部防災街づくり推進課	課長名	村山	担当者名	宮城
				内線	2838		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（28年度）	01-14-01	被災者生活再建支援事業費					
事務事業の種類	●新規事業（●28年度 ○27年度）			○建設事業		○それ以外の継続事業	
開始年度	○昭和 ●平成	28年度	根拠法令等	災害対策基本法			
終期設定	○有 ●無	年度					
実施基準	●法令基準内 ○都基準内 ○区独自基準		計画区分	○計画		●非計画	
行政評価事業体系	分野	VI	安全安心都市				
	政策	11	防災・防犯のまちづくり				
	施策	01	災害時における体制の強化				
目的	り災証明書は、仮設住宅の入居や義援金の受給などに必要な書類である。区では、首都直下地震におけるり災証明書の交付件数が最大10万件を超えると想定されることから、り災証明書を遅滞なく交付できる体制を整える。						
対象者等	区民等（建物居住者・建物所有者）						
内容	災害時、り災証明書を短期間に大量に発行できる体制を構築するため、28年度に被災者生活再建支援システムを導入する。 ①大規模な災害が発生した場合、建物の被害状況を調査（全壊・大規模半壊・半壊・一部損壊）し、その結果をデータ化する。 ②調査データを基に地図情報や住民基本台帳、家屋課税台帳を確認しながらり災証明書を発行する。 ③り災証明書を発行することにより、被災者台帳を作成する。						
経過	平成25年 6月 災害対策基本法が改正され、区はり災証明書を遅滞なく交付しなければならないことになった。 平成25年10月 本人以外からの情報収集や都への情報提供のため、個人情報保護運営審議会に諮問した。 平成28年 6月 システム導入に向け、個人情報運営審議会専門部会に諮問した。						
必要性	災害時、短時間に大量のり災証明書を交付するためには、被災者生活再建支援システムの導入が必要不可欠である。						
実施方法	（2一部委託） （直営の場合 ○常勤 ○非常勤 ○臨時職員） ・被災者生活再建支援システム構築業務委託 ・被災者生活再建支援システム保守委託						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
	予算額							
①決算額（28年度は見込み）						-	-	17,237
②人件費等								
③減価償却費								
【事務分担量】（%）								
合計（①+②+③）		0	0	0	0	0	0	17,237
特定財源	国							
	都							
	その他							
	一般財源	0	0	0	0	0	0	17,237
実績の推移	事項名	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
	研修等の実施（回数）							1

予算・決算の内訳								
平成26年度（決算）			平成27年度（決算）			平成28年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
						需用費	消耗品費	100
						委託料	システム構築業務委託等	17,137

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		25年度	26年度	27年度	28年度見込み	目標値(28年度)	
①	職員研修等の開催	-	-	-	1	1	災害時、システムを使用できる職員を多く養成する必要がある。
②							
③							

問題点・課題 (指標分析)	①災害時、被災者生活再建支援システムを最も有効に活用するための体制づくり。 ②災害時、効率的に運用できるよう、実践に即した職員への研修。 ③現在、都が検討している（仮称）災害時都民台帳システムとの連携。
	他区の実況 (実施 12 区 未実施 10 区 不明 0 区)

問題点・課題の改善策			
	平成27年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度に実施した改善内容および評価	平成28年度以降に取り組む具体的な改善内容
①			防災課、情報システム課等と連携して、継続的に話し合いの場を設ける。
②			実践に即した建物調査及びり災証明書発行訓練を行う。
③			都や他区市町村の動向を把握する。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
28年度	29年度	
推進	推進	被災者の生活再建を支援するためには、り災証明書の発行が必要不可欠であり、効率的に証明書を発行する体制づくりを進める。

況 (要旨) 議 会 質 問 状	
------------------------------------	--